

SEIWA

「セイワの現況 2025」



このまち限定主義!
青和信用組合

このまち限定期主義の七 イ ワです。

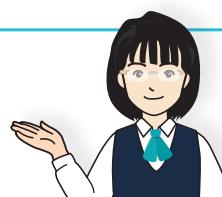
ページ	
2	ごあいさつ
3	今期のご報告*

七イワの理念と健全性について



ページ	
4	店舗ネットワークの範囲・エリアマップ
5	このまち応援活動・SDGsへの取組み
6	預金の状況
7	貸出金の状況
8	地域密着型金融に関する取組み
12	自己資本の状況*
27	不良債権の状況*

このまちで皆さまのお手伝い



ページ	
28	営業店のご紹介
32	七イワのあゆみ
34	行事参加風景

ライフステージを 応援します



ページ

- 35 「ゆうゆう俱楽部」**
- 36 預金商品のご案内***
- 37 融資商品のご案内***
- 38 資産運用のご案内
各種サービス・**
- 40 キャッシュコーナーとキャッシュ
カードサービスのご案内**
- 41 手数料一覧**
- 42 国際インフォメーション**

経営を表わすデータ



ページ

- 44 苦情等受付状況とお客様の利便性・
満足度向上に向けた取組み**
- 45 主要経営指標推移***
- 46 財務諸表***
- 52 主要な業務の状況を示す指標***
- 54 預金積金に関する指標***
- 55 貸出金等に関する指標***
- 57 有価証券に関する指標***
- 58 その他の業務等***
- 59 報酬体系について／財務諸表の適正性等確
認書／会計監査人の名称／監事監査報告書**
- 60 法令等遵守(コンプライアンス)について／
金融商品勧誘方針／フレジットポリシー／
反社会的勢力に対する基本方針／
お客様本位の業務運営に関する取組方針**
- 61 当組合のマネー・ローンダーリング、テロ資金供与
及び拡散金融対策に係る対応方針について／
個人情報保護宣言**
- 62 総代会制度について**
- 63 組織図／役員名***

経営情報開示項目

■ 業務に関する事項

経常収益*	45
経常利益*	45
当期純利益*	45
出資総額、出資総口数*	45
純資産額*	45
総資産額*	45
預金積金残高*	45
貸出金残高*	45
有価証券残高*	45
単体自己資本比率*	45
出資配当金*	45
職員数*	45

■ 主要業務に関する指標

業務粗利益及び業務純益等*	52
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等*	52
総資金利鞘、受取利息、支払利息の増減*	53
その他業務収益の内訳	53
経費の内訳	53
総資産経常利益率*	53
総資産当期純利益率*	53

■ 預金積金に関する指標

預金種目別平均残高*	54
預金科目別残高	54
預金者別預金残高	54
定期預金種類別残高*	54
財形貯蓄残高	54
常勤役職員1人当り預金残高	45
1店舗当り預金残高	45
組合員預金比率	45

■ 貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高*	55
貸出金科目別残高及び固定金利、 変動金利の区分別残高*	55
貸出金担保別残高*	55
貸出金使途別残高*	55
貸出金業種別残高・構成比*	56
債務保証見返の担保別内訳*	56
預貸率の期末値及び期中平均値*	56
消費者ローン・住宅ローン残高	56
代理貸付残高の内訳	56
常勤役職員1人当り貸出金残高	45
1店舗当り貸出金残高	45
組合員貸出金比率	45

■ 有価証券に関する指標

商品有価証券種類別平均残高*	57
有価証券種類別平均残高*	57
有価証券の種類別残存期間別の残高*	57
預証率の期末値及び期中平均値*	57
有価証券の時価等*	57
子会社・子法人等株式及び関連法人等	
株式で時価のあるもの*	57
市場価格のない株式等及び組合出資金*	57

■ 自己資本の充実の状況等に関する事項

各種リスク管理態勢*	12~15
法令等遵守態勢*	60~61

■ 財産の状況

貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分計算書*	46~51
報酬体系について*	59
協会法開示債権(リスク管理債権)及び金融 再生法開示債権の保全・引当状況*	27
自己資本充実状況 (単体自己資本比率明細)*	12~27
外貨建資産残高	58
投資信託残高	58
貸出金償却の額*	45
独立監査による監査*	59

■ その他の業務

内国為替取扱実績	58
国外為替取扱実績	58
公共債券販売実績	58
公共債引受け額	58

「」印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ

平素は、青和信用組合に対しまして格別のご愛顧とお引き立てを賜りまして、厚く御礼申し上げます。

皆様方には、当組合の現況をより深くご理解いただくために、ここに令和6年度の事業内容を収めましたディスクロージャー誌「**西伊豆の現況2025**」を作成いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

ご高承のとおり、令和6年度のわが国経済は、政府による総合的な経済対策の推進により、個人消費や堅調なインバウンド需要等に支えられて、緩やかな持ち直しが続いたものの、国内では物価と金利がそろって上昇したほか、国外ではトランプ政権の政策の影響が懸念されるなど依然として厳しい経営環境にありました。



金融環境につきましては、日銀が政策金利の引き上げを実施し、「金利のある世界」に踏み出す中、金融機関には、生活者の資産形成や資金ニーズに応えるとともに、企業の成長サイクルに応じ、創業支援のほか、売上増加や生産性向上などの本業支援を実施するなど、地域経済を下支えする取り組みが求められました。また、あらゆる環境変化に対して、適切なガバナンスのもと持続可能なビジネスモデルの構築が求められました。

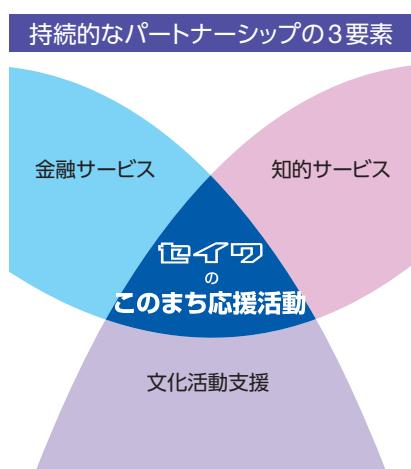
このような環境下にありまして、当組合は、お客様とのリレーション重視の地域密着型金融を一層推進し、公的機関や外部専門家との連携等により、事業者に対する経営支援機能や生活者に対する家計相談機能の充実に努めてまいりました。また、お客様の利便性向上と経営基盤強化に向けた取り組みや内部管理態勢の充実による堅実経営に努めてまいりましたところ、貸出金については、住宅ローンの取り扱いが堅調に推移したことにより、前年対比で増加となり、本業のみによる収益力が向上し、一層の経営体質の強化を図ることができました。これもひとえに皆様の温かいご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

迎えました令和7年度は、人手不足や物価高が継続すると予想される中、企業の設備投資の促進や価格転嫁等の取引適正化などを背景に生産性の向上や雇用環境の改善などにより、景気持ち直しの動きが継続し、地元事業者にもその効果が実感できるようになることが期待されているところであります。

金融機関につきましては、引き続きマネーロンダリング等の内部管理態勢を強化すると共に、より一層の金融仲介機能を発揮するほか、法令や制度改正に伴う各種補助金等の活用を支援するなど、事業者に対しての支援策の充実が求められております。

当組合はこのような経営環境の変化を十分に認識し、地域密着型金融の強化と利便性向上に向けた取り組みを継続的に推進すると共に、事業経営と生活領域でのアドバイザーカー機能を強化するなど金融機能の充実に取り組み、多様化する地域社会とお客様のニーズに適切に対応が図れるよう努めてまいります。

今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ
ご挨拶とさせていただきます。



令和7年6月
青和信用組合 理事長 **堀澤 等**

今期のご報告 令和6年度業績*

預 金

商圈内全世帯に対しての訪問活動の徹底や店頭での営業活動により、お客様との更なる信頼関係の強化と新規取引開拓に取り組んだものの、預金積金は期中で11百万円減少（伸長率△0.00%）し、期末預金残高は1千603億5千5百万円となりました。また、1店舗当たりの預金量は200億4千4百万円、常勤役職員一人当たりの預金量は12億8千2百万円となりました。

貸出金

事業者の成長サイクルや生活者のライフサイクルに応じた課題解決型提案営業に積極的に取り組んだほか、ローンセンターによる住宅ローン需要の対応に努めた結果、貸出金は期中で30億2千3百万円増加（伸長率3.09%）し、期末残高は1千8億5千万円、1店舗当たりの貸出金量は126億6百万円、常勤役職員一人当たりの貸出金量は8億6百万円となりました。

収益状況

インフレに伴う金融引き締め等の影響により有価証券に係る損失処理や与信関係費用が嵩んだものの、貸出金残高の増加や利回りの改善により本業の収益力が向上し、業務純益は3億1百万円、当期純利益は2億2千5百万円といずれも計画値を上回る結果となりました。

組合員 と 出資金

出資金の増加入と新規組合員の拡充に取り組み、出資金は期中で6百万円増加し、期末残高は11億6千万円となりました。組合員数は期中88名増加し、期末で22,015名となりました。組合員勘定は利益の積上げにより、期中で2億9百万円増加し、期末残高で66億5百万円となりました。

自己資本比率

金融機関の健全性の目安となる自己資本比率は、自己資本比率規制の改正により分母となるリスク・アセット等の額の合計額が増加しましたが、利益の積上げにより自己資本が増加し、前期比で0.01ポイント上昇し、8.10%となりました。なお、国内基準である4%を上回っており、引き続き、経営の健全性を確保しております。

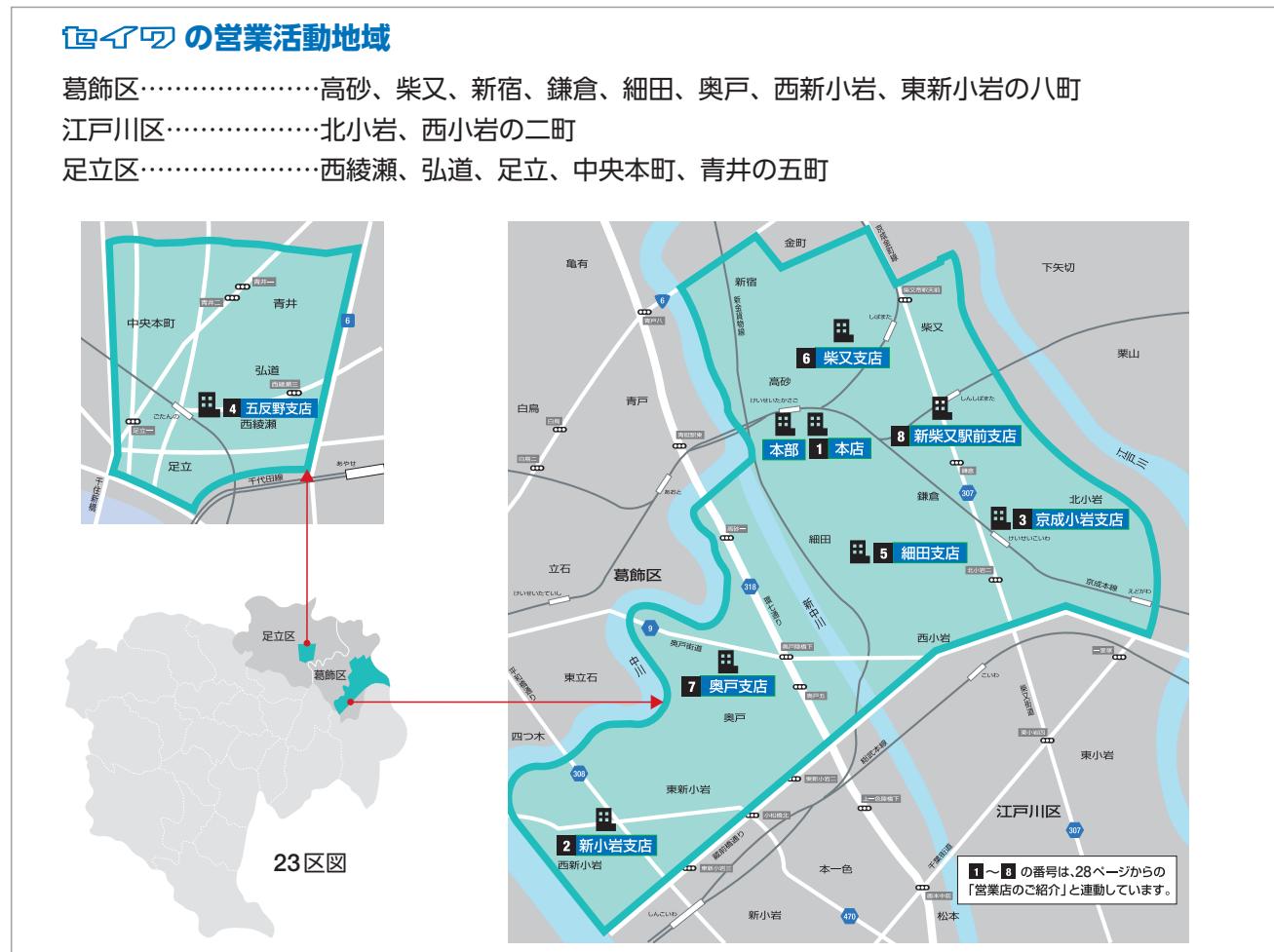


このまち限定主義!の『イツア』です。 店舗ネットワークの範囲・エリアマップ

青和信用組合は、「限定地域主義」の方針のもとに下記の営業活動地域に、八店舗一事務所を配し、この地域内に居住する120,401世帯、221,250人の皆様と、地域内で事業を営まれる中小企業等、並びにそこに勤務される方々を対象に活動しており、現在、46,109世帯、58,433人の個人の皆様と、2,242先の法人等の方々にお取引をいただいております。(住宅ローンについては、定款で定める商圈の方にご利用いただいております。)

『イツア』の営業活動地域

葛飾区……………高砂、柴又、新宿、鎌倉、細田、奥戸、西新小岩、東新小岩の八町
江戸川区……………北小岩、西小岩の二町
足立区……………西綾瀬、弘道、足立、中央本町、青井の五町



『イツア』のコミュニティバンク宣言

- 【経営理念】**『イツア』は、「情報」と「頭脳」と「金融」をシステム化し、うるおいのある豊かな地域社会を創造する協同組織の「コミュニティバンク」です。
- 【経営方針】**コミュニティバンク・『イツア』は、地域に居住する人々が生き生きと交流する「地域社会」の利益最優先を唯一の行動方針に掲げ、全ての生活者の豊かな暮らしと、全ての事業者の繁栄を願い、地域社会の“核”となる「生活総合センター」として機能します。
- 『イツア』がめざす生活総合センターでは、生活領域および事業経営に関する「情報」発信基地となり、また、家計や事業経営のよろず相談者として、生活者および事業者の課題を共有し、ともに解決に当たる「しあわせづくり」の実践に努めます。
- 【経営戦略】**『イツア』は、コミュニティバンク実現のため、限定地域に特化し、人々との親密な触れ合いと狭域高密度の取引によって、最大の経営資源である「情報」発信基地としての機能を高めます。
- 『イツア』は、生活総合センターとして、組織および役員の職能レベルを高め、専門職の育成に取り組むとともに、情報ネットワークによって、地域の人々のニーズに応えうる機能の充実に努めます。
- 『イツア』は、コミュニティバンクとして地域社会に共生し、その永続的な発展に貢献するため、コンプライアンスとリスク管理の徹底によって、経営の「健全性」を維持し、いかなる環境変化にも柔軟に対応しうる強固な経営体制づくりに努めます。
- 【『イツア』のCI】**当組合のシンボル・マークのカラー(青色)は、組織の若々しさ、躍動的な行動力、地域との共生を表し、青空に向かって伸びる三本の若木は、「組合員・顧客」・「総代・役員」・「職員」が三位一体となって豊かな地域社会を造る担い手として限りない発展を続けていくことを表現しています。



セイワ のこのまち応援活動

● クレジットカードで“社会貢献”

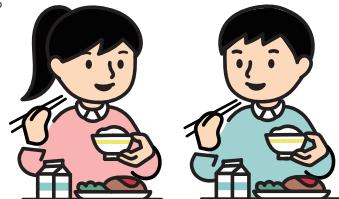
「しんくみピーターパンカード」でショッピングをすると、ご利用額の0.5%が信組業界の選定したチャリティ関連諸団体等に寄付されます。(カード利用者の負担はございません。)



年会費は永年無料です。ETCカードの発行もできます。

● 学校給食費等の自動振替の受託

各営業店近隣の小学校17校の全て、中学校8校のうち6校、その他に5つの幼稚園等(幼稚園2、学童保育3)の給食費等の自動振替を、子育て支援の一環として、無料にて受託しております。



● 振り込み詐欺被害未然防止活動

営業店では、お客様の大切なご預金を「振り込み詐欺被害」からお守りするため、お客様が窓口でお振込のお手続きをされる際に、使途の確認等をさせていただいております。令和6年度の未然防止件数は1件でした。

青和信用組合のSDGsへの取組み

青和信用組合は、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の趣旨に賛同し、「うるおいのある豊かな地域社会を創造する協同組織のコミュニティバンク」として、地域の発展ならびに持続可能な社会の実現に努めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 地域経済活性化への取組み



- 事業性評価に基づく中小企業への融資促進
- 創業支援
- 経営改善、事業再生支援
- 事業承継支援
- 販路拡大を目的としたビジネスマッチング
- 信用組合業界との連携

2. 地域環境保全への取組み



- LED 照明の導入による省電力化
- クールビズの実施
- エコカーの導入
- ペーパーレス化の推進
- 環境配慮向け融資

3. 地域社会への貢献



- 高齢者への金融サービスの提供
- 認知症サポーターの養成
- 各種地域行事への参加
- 体験学習の協力
- 振り込み詐欺被害未然防止活動
- マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の高化
- ATM の触覚記号機能等の整備
- しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈
- 学校給食費等の自動振替の無料化
- 「SDGs定期預金」寄付金の贈呈

4. 人材の育成



- 教育ローンの推進
- 各種検定試験、資格取得の推進
- 外部機関の開催するセミナーへの参加
- プロセス評価の導入



おかげさまで順調です。 みなさまからの預金の状況

どこの地域から預かっていますか？

セイワの営業地域は、4ページのエリアマップでご案内のとおり、葛飾区の八町、江戸川区の二町、足立区の五町としており、これらの地域を商圈とし「限定地域主義」の方針のもとに、このまちに居住する120,401世帯、人口221,250人の皆様と、このまちで事業を営まれる中小企業等、並びにそこに勤務される方々を対象に活動し、3月末時点で、46,109世帯、58,433人の個人の皆様と、2,242先の法人等の方々に預金のお取引をいただいております。

商圈内外別の預金残高構成(7ページ)では、商圈内が約9割を占めており、**セイワ**の「限定地域主義」方針をご理解いただけると思います。

どのような方から預かっていますか？

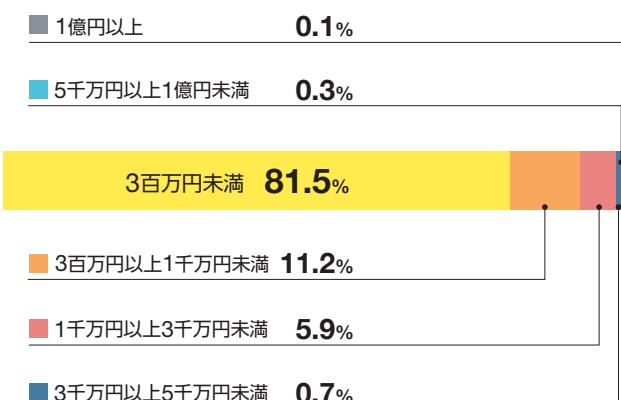
セイワとお取引いただいている方々は、各種の事業経営者、農家、勤労者、年金受給者など、各営業店の近くで、その地域と深い関わりを持って生活されていらっしゃる方々ばかりです。

一世帯の預金額をみましても81.5%が300万円未満の取引先で、地域にしつかり根を下ろした良質な資金構成となっております。

また、**セイワ**は地域の「協同組織金融機関」ですから、お取引に際して原則として皆様から1口500円以上の出資をしていただき、「組合員」になっていただくわけですが、3月末現在で組合員は22,015人(先)となり、組合員預金比率は80.8%になりました。

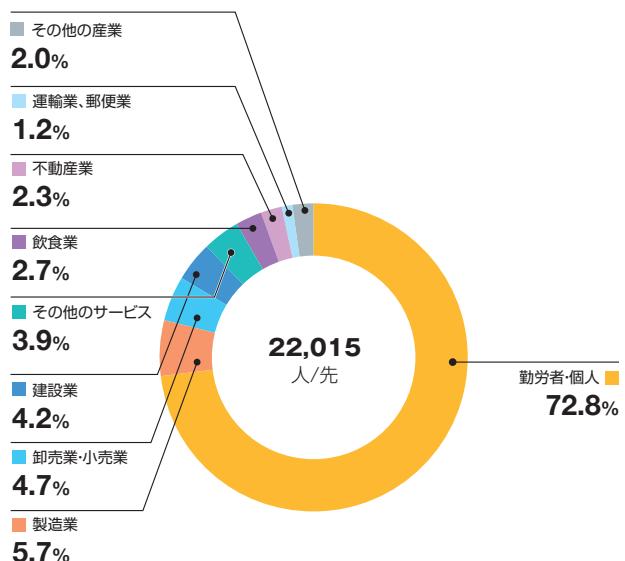
■ 預金の世帯取引金額階層別構成

令和7年3月末



■ 組合員の業種別構成

令和7年3月末



■ 出資金及び組合員

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
組合員数	21,662人	21,927人	22,015人
個人	19,960人	20,208人	20,303人
法人	1,702人	1,719人	1,712人
出資金	1,150百万円	1,153百万円	1,160百万円
個人	1,017百万円	1,014百万円	1,005百万円
法人	133百万円	139百万円	154百万円

■ 出資配当率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
3%	2%	2%

※令和4年度記念配当1%含む

みなさまへの貸出金の状況

預金は、どのように運用されていますか？

お預かりしております預金は、「貸出金」、「預け金」「有価証券」などで運用しております。

「貸出金」は、クレジットポリシー（56ページ）に基づき、このまちの生活者、中小企業者の方々にご利用いただくことを基本方針としております。

「金額階層別構成」は、300万円未満の小口貸出先が34.3%を占め、それらを含む3,000万円未満の貸出先が、全体の65.4%を占めております。

「預け金」は、主に系統機関である「全国信用協同組合連合会」の定期預金等に預けております。

「有価証券」は、リスクをコントロールしながらの運用に努めております。

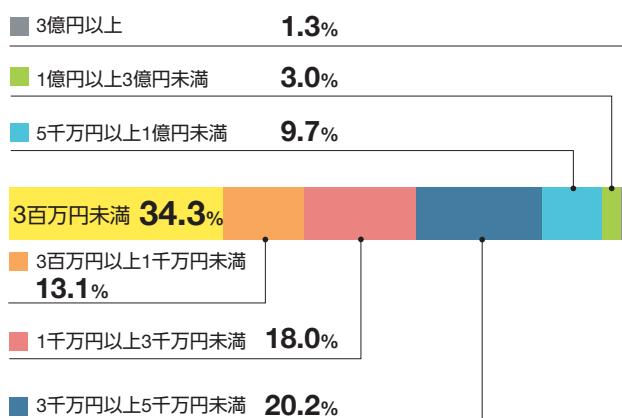
どのような方に融資されていますか？

このまちの方々に、生活領域に属する使途としては、住宅購入資金、リフォーム資金、マイカー購入資金、お子様の教育資金などに、事業領域に属する使途としては、運転資金、設備資金、創業資金などに、ご利用いただいており、業種別残高構成は、勤労者などの個人が55.4%、製造業・小売業・サービス業などの中小企業等が44.4%を占めております。

なお、20.1%を占める不動産業には、たとえば、このまちで賃貸マンションやアパートの経営を行っている方に対する建物建築や土地の取得資金などが含まれており、これらの融資金額は、生活者に対する融資に比較すると高額であることから、貸出金残高に占める割合が高くなっています。

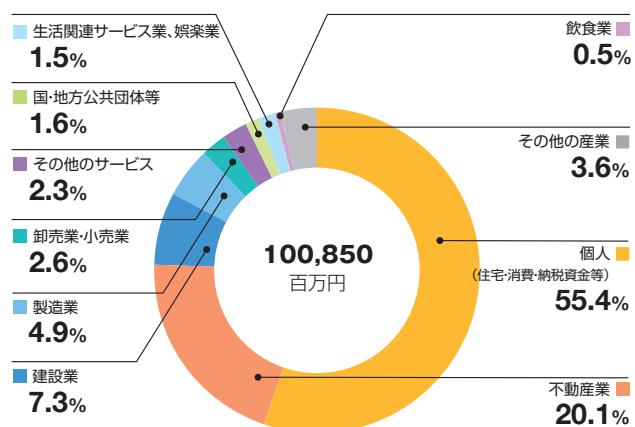
■ 貸出金の金額階層別構成

令和7年3月末



■ 貸出金の業種別残高構成

令和7年3月末



※個人については、事業主個人の消費性資金も含まれております。

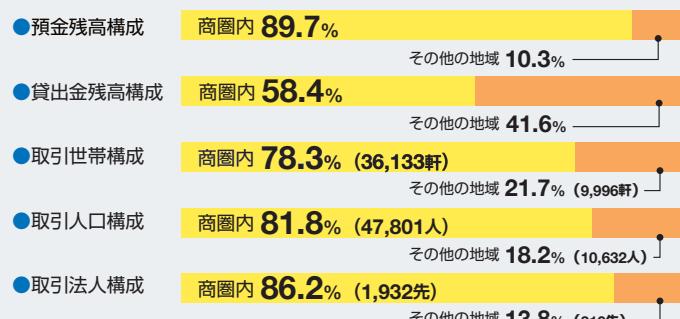
西武は重点商圈内で約44%の世帯の皆様にお取引をいただいております。

商圈のうち、重点商圈と呼んでおります8町25丁（41,266世帯）においては、36名の得意先様が訪問による営業活動を行っており、18,285世帯（44.31%）のご家庭にお取引いただいております。

また、店舗所在地の周辺地域（7町15丁24,361世帯）においては、11,792世帯（48.41%）のご家庭にお取引をいただいており、「丁」単位での取引世帯割合は、70%以上が1丁、50%以上が7丁となり、50%以上が合計8丁に及ぶことからも西武の高い地域密着度や浸透ぶりがお分かりいただけると思います。

商圈内の取引構成

令和7年3月末



【商圈内】

葛飾区、江戸川区、足立区のうち、営業活動地域としている15町の72丁目に属する地域で、この地域内に住所や居所、勤務先があるお取引先です。

【その他の地域】

【商圈内】以外のお取引先です。

*取引世帯及び取引人口には法人や団体は含まれません。

*取引法人には任意団体や地方公共団体は含まれません。



地域密着型金融に関する取組み

地域密着型金融に関する方針

当組合は、協同組織による地域密着型の金融機関として、[「コミュニティバンク宣言」](#)（4ページ）の通り、地域に居住する人々が生き生きと交流する「地域社会」の利益最優先を唯一の行動方針に掲げ、全ての生活者の豊かな暮らしと、全ての事業者の繁栄を願い、地域社会の「核」となる「生活総合センター」として機能することなどを経営方針とし、地域密着型金融の機能強化に取組んでおります。

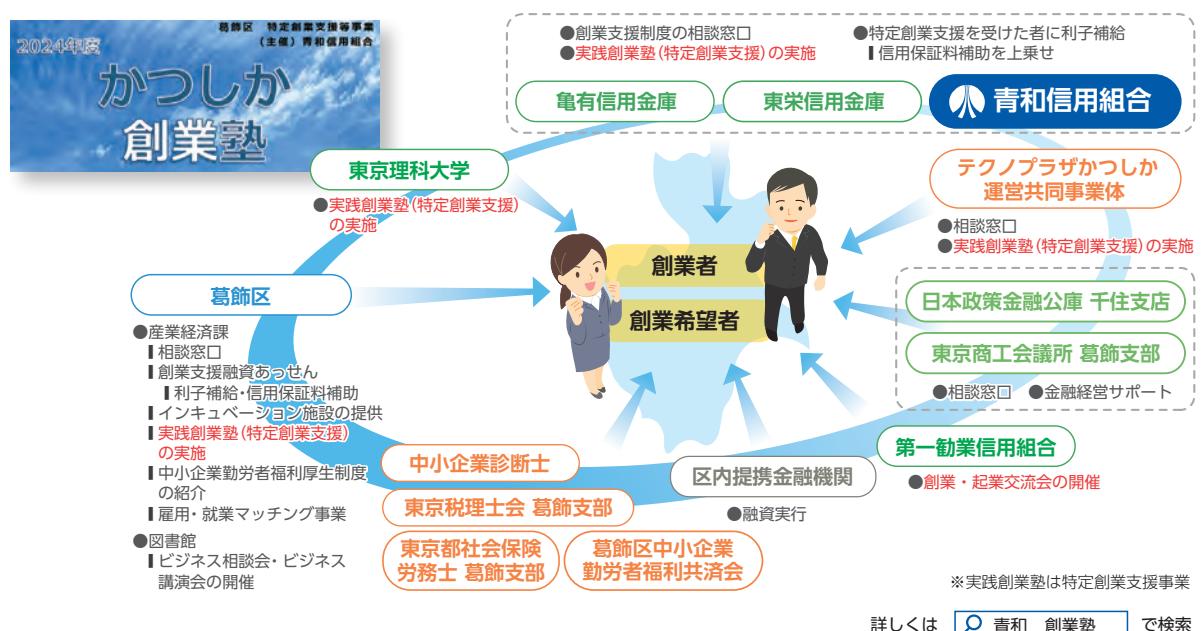
特に、家計や事業経営に関しては、生活者や事業者の課題を共有し、ともに解決に当たることができるよう、金融アドバイス機能や外部専門家のネットワークも活用したコンサルティング機能の強化と発揮に努めております。

地域密着型金融に関する取組状況

金融アドバイス機能やコンサルティング機能の強化等に向けての取組み

▶ 産業競争力強化法に基づく連携創業支援事業として「創業塾」を実施しました。（令和6年9月～10月）

葛飾区内で創業を予定している方を対象に事業計画や経営戦略の立案などについて中小企業診断士がわかりやすく解説しました。



▶ かつしかライブファクトリーへの協賛（令和6年10月）

葛飾のものづくりを見て・遊んで・学べるイベントへ協賛しています。



コンサルティング機能の強化に関する取組み

▶ 生活者の再建(多重債務者の解決など)に関する融資実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	18	7	9
金 額	157	11	100

▶ 創業・新事業の支援に関する融資実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	12	8	10
金 額	125	67	70

▶ 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	31	39	27

▶ 取引先の本業支援に関連する研修等の実施数等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回 数	1	0	0
参加者数	7	0	0

▶ 地域経済活性化支援機構(REVIC)、中小企業再生支援協議会の活用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	4	1	2

▶ 取引先の本業支援に関連する他の金融機関、政府系金融機関との提携・連携先数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民 間	0	0	0
政府系	4	2	5

▶ 再生支援に係る融資実績

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
DES (*1)	件数	0	0	0
	金額	0	0	0
DDS (*2)	件数	0	0	0
	金額	0	0	0

※1 DES（デット・エクイティ・スワップ）とは、既存債務の一部を株式化することによって、財務体質の改善を図る金融手法です。

※2 DDS（デット・デット・スワップ）とは、既存債務を劣後ローンに借り換えることによって、財務体質の改善を図る金融手法です。

▶ 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	76	779	720
保証契約を解除した件数	25	175	41
新規融資件数	1,329	1,269	1,166
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.72%	61.39%	61.74%

▶ 経営改善支援等の取組み実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正常先を除く期初債務者数 A	304	315	246
うち経営改善支援取組先数 α	25	31	28
うち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	1	2	3
うち再生計画を策定した先数 γ	3	2	3
経営改善支援取組み率 α/A	8.22%	9.84%	11.38%
ランクアップ率 β/α	4.00%	6.45%	10.71%
再生計画策定率 γ/α	12.00%	6.45%	10.71%



地域密着型金融に関する取組み

その他の取組み

社会の変化に対応した金融サービスに関する取組み

スマートフォンの普及や資金決済の高度化など、お客さまのライフスタイルは変化しています。今後もこうした変化に対応した金融サービスを提供してまいります。

●しんくみアプリ with CRECO

インターネットバンキングの残高照会と入出金明細照会をカレンダー形式で手軽に便利にご利用いただけます。また、クレジットカードを一元管理するアプリ『CRECO』機能も付属し、一つのスマートフォンアプリで複数の通帳とクレジットカードの管理ができます。



●口座開設アプリ

スマートフォンと運転免許証があれば、いつでもどこでも口座開設のお申し込みが可能です。運転免許証の写真撮影によりお名前、ご住所等の記入の手間を省くことができます。

※ 学校給食費等の自動振替口座としてご利用のお客さま限定のアプリです。



●API連携サービス

インターネットバンキングサービスを通じて、当組合の口座情報を電子決済等代行業者(以下、接続事業者)と連携させるサービスです。連携の際にご入力いただく暗証番号等は、接続事業者に開示されませんので、安全にご利用いただけます。

接続事業者

- アイ・ティ・リアライズ株式会社
- 株式会社マネーフォワード
- フリー株式会社
- マネツリー株式会社 等

(2025年5月31日時点)

しんくみ情報誌「ボン・ビバーン」の配布

知りたい情報を満載、暮らしを応援する情報誌です。

人の出会い、触れ合い、思いやり、助け合いの大切さなどを伝え、幅広い読者層から支持をいただいているです。

当組合の窓口、または得意先係までお問合せください。



だれもが安心して利用できるサービス実現への取組み

すべてのATMで「触覚記号」や「音声ガイド」、「文字拡大」の機能を備えております。また、全店舗の窓口でコミュニケーションボードを設置しているほか、代筆や代読によるお手続きの制度も設けております。



コミュニケーションボード

金融犯罪を防止するための取組み

お客様の大切な資産を守り、安心して取引いただけるよう様々な防止策を講じております。

▶ インターネットバンキング不正送金防止策

フィッシング対策やMITB（マン・イン・ザ・ブラウザ）攻撃対策として、以下の機能を導入しております。
ぜひご利用ください。※ いずれも無料です。

● 不正送金対策ソフト「PhishWall（フィッシュウォール）プレミアム」

株式会社セキュアブレインが提供するパソコン専用の不正送金対策ソフトです。

当組合のホームページ(<https://cb-seiwa.co.jp/>)からダウンロードすることによりご利用いただけます。



● ワンタイムパスワード

携帯電話・スマートフォン用のアプリを利用した「ソフトウェアトークン」とキーホルダー型のパスワード生成機「ハードウェアトークン」を導入しております。



ハードウェアトークンイメージ



▶ キャッシュカード不正引き出し防止策

● ICキャッシュカード

偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載し、安全性を強化したICキャッシュカードを発行しております。

現在ご使用中の磁気ストライプキャッシュカードからICキャッシュカードへの変更もできます。

TOPICS トピックス

「SDG s 定期預金」寄付金活動

葛飾区、江戸川区、足立区の子ども食堂を応援する目的で「SDGs定期預金」を募集いたしました。おかげさまをもちまして、総募集預金額10億円を達成することができ、募集預金の0.03%相当額を全額寄付させていただきました。





やはり安全と信頼です。

自己資本の充実の状況等について*

自己資本の状況について

▶ 自己資本調達状況の概要

当組合の自己資本については、地域のお客様による(普通)出資金にて調達しております。

▶ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合は、各エクスポートジャー[①]が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

各種リスク管理態勢について*

業務の多様化・複雑化に伴い、経営の健全性を確保する上で「リスク管理経営」[②]が不可欠であります。そこで「リスク管理」は経営の最重要課題に位置づけて、的確な把握と分析、管理の手法を取り入れておきます。

具体的には、経営体力、自己資本の水準から許容できる範囲の必要なリスク量をとり、適正にコントロールしながら収益力の強化を図り、常に「健全性の維持」と「収益の安定的確保」のバランスの取れた経営管理を目指しております。

また、有効な管理態勢の確立と強化を目指して、内部監査機能や監査法人による外部監査機能の充実と時代にマッチしたリスク管理システムの導入に取り組むとともに、諸リスクを経営レベルで総合的に管理するため、常勤理事会の中にALM[③]機能を常設、また、本部専門機能として自己査定委員会を設置し、適正なリスク負担のチェック体制の充実・強化に努めています。

▶ 信用リスク

1 | リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」[④]を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用供与にあたっては、訪問管理による貸出先の実態把握と財務分析に基づき厳正に審査し、不良債権の未然防止に努めています。

また、「ファイナンシャルアドバイザー」、「経営アドバイザー」、「ターンアラウンドマネージャー」の養成により、職員一人一人が「家計コンサルティング能力」や小規模事業先の「経営アドバイス能力」の向上に努め、組合全体として、信用リスク管理のノウハウ蓄積と管理レベルの引き上げを図っております。

信用リスクの評価につきましては、「狭域限定地域内」の個人や小規模事業者を対象とした小口多数化取引によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、厳格な自己査定による債務者区分別、業種別、さらには、与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度から分析しております。また、一連の信用リスク管理の状況については、常勤理事会等により経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金につきましては、「自己査定基準」や「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率からの予想損失率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

2 | リスク・ウェイト^[5] の判定に使用する適格格付機関^[6]

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記の5つの機関を採用しています。なお、エクスポート・エクスポート・エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
- ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク (Moody's)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)
- ・(株)日本格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)

3 | 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、過度の担保や保証に頼ることなく、申込人の信用力、資金使途の妥当性、返済能力などを十分に調査し可否の判断をしております。なお、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいだ上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、内部規程等により適切な事務取扱い及び適

正な評価を行っております。

手形貸付、でんさい貸付、手形割引、でんさい割引、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、内部規程等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポート・エクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

▶ 市場リスク

1 | リスク管理の方針

市場リスクとは、金融市場における価格や金利等の変動や市場取引の動向により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、収益の減少や損失を被るリスクをいい、主なものとして、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクがあります。

当組合は、経営体力に見合う適正水準でのリスクコントロールと安定した収益の向上を図るべく、常勤理事会にALM機能を常設のもと、定期的・継続的に実態を把握し、

今後の対応などの協議・検討を行っております。

日常的には、金融市場等の調査・分析とともに、ギャップ分析や金利感応度分析等による金利リスクのモニタリング、運用商品やポートフォリオの情報収集や分析等による価格変動リスクと為替リスクのモニタリングなどを通じて、市場リスクを管理しております。

用語解説

1 エクスポート・エクスポート

リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。

2 リスク管理経営

ここでのリスクとは、損失が発生する可能性のこと。たとえば、株価が値上がりしたら利益（リターン）が生まれ、株価が値下がりしたら損失をこうむるよう、利益（リターン）とリスクは常に表裏の関係にある。また、期待されるリターンとリスクの大きさは比例関係にあると考えられるので、リスクは避けるものというより、適切にとるべきものであり、そのリスクを適切な水準に保つリスク管理が必要になるもの。

3 ALM

ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。

4 クレジットポリシー

当組合の経営理念や経営方針を踏まえた融資業務に関する基本方針。

5 リスク・ウェイト

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

6 適格格付機関

金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。



やはり安全と信頼です。

自己資本の充実の状況等について*

2 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) [☞ 7] によるリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、担当役員に報告するとともに、ストレステスト [☞ 8] など複合的なリスクの分析を実施し、定期的に常勤理事会等により経営陣に報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、

その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、内部規程等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、内部規程等や日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

3 銀行勘定における金利リスク [☞ 9] に関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショック [☞ 10] を想定した場合の銀行勘定の金利リスク (BPV [☞ 11]) の計測や、

金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への貢献度、さらには新商品等の導入による影響など、ALMシステムなどにより定期的に計測を行い、常勤理事会で協議検討し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

■ 金利ショック・シナリオ

6シナリオ (上下パラレル、スティープ、フラット、短期金利上下)

■ 金利ショック幅

円100bpなど (通貨ごとに設定)

■ 行動オプション性

保守的な前提に基づいて算出しております。

●コア預金 [☞ 12]

対象：流動性預金全般 (当座、普通、貯蓄等)

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間

流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内 (平均2.5年)

●固定金利貸出の期限前返済

算定方法：期限前返済率を3%として金利リスク量を算出

●定期預金の早期解約

対象：早期解約率を34%として金利リスク量を算出

■ 金利感応資産・負債

預け金、有価証券、貸出金、預金積金およびその他の金利・期間を有する資産・負債

■ リスク計測の頻度

月1回 (前月末基準)

用語解説

7 VaR

Value at Risk (バリュー・アット・リスク)。将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値。

8 ストレステスト

例外的だが蓋然性のある事象 (9.11テロ、ブラックマンデー等) が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。

9 金利リスク

市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。

10 金利ショック

金利の変化 (衝撃) のことで、上下200ベーシス・ポイントの平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。

11 BPV

Basis Point Value (ベース・ポイント・バリュー)。金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベーシス・ポイント (0.01%) 変化した場合における現在価値の変化額を表す。

12 コア預金

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内 (平均2.5年) として金融機関が独自に定める。

▶ オペレーション・リスク

1 | リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスク^[13]とは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に取得したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、内部規程やマニュアルの遵守を心がけることは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、牽制機能としての検証態勢の強化などに取組み、事務品質の向上に努めています。システムリスクについては、内部規程等に基づき、管理すべ

きリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情・相談等窓口の設置による苦情・相談等に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

オペレーション・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しております。現状、一連のオペレーション・リスクに関連するリスクの状況については、常勤理事会等により経営陣に報告しております。

2 | オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法^[14]を採用しております。

▶ 流動性リスク

資金を効率的に運用していくうえで、資金繰りは重要なリスク管理として位置づけ、預金払い出しのための支払準備資金の確保に努めています。

用語解説

13 オペレーション・リスク

業務上、不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

14 基礎的手法

オペレーション・リスクにおけるリスク相当額の算出方法の一つ。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$



当組合の自己資本の充実の状況等について*

自己資本比率は「信頼のバロメーター」

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
コア資本に係る基礎項目(1) [15]		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,373	6,582
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,153	1,160
うち、利益剰余金の額	5,241	5,444
うち、外部流出予定額(△)	22	22
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	30	26
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	30	26
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,403	6,609
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	8
緑延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資金等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12	8
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,391	6,601
リスク・アセット等(3) [16]		
信用リスク・アセットの額の合計額	75,482	78,294
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	△ 6,808
うち、他の金融機関等向けエクスポートヤー	—	△ 6,808
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	3,477	3,103
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—

(単位:百万円)

項目		令和5年度末	令和6年度末
オペレーション・リスク相当額調整額		—	△
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	78,960	81,398
自己資本比率[17]			
自己資本比率(ハ) / (二)		8.09%	8.10%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

用語解説

15 コア資本

普通出資や内部留保、一般貸倒引当金などから構成される。

16 リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。

17 自己資本比率

自己資本の額÷リスク・アセットの総額

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度末		令和6年度末	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	75,482	3,019	78,294	3,131
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	75,359	3,014	84,952	3,398
(1) ソブリン向け	1,083	43	598	23
(2) 金融機関向け	11,074	442	9,342	373
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
(3) カバード・ボンド向け			181	7
(4) 法人等向け	14,736	589	13,748	549
(5) 中小企業等・個人向け	7,083	283		
(6) 中堅中小企業等・個人向け			9,764	390
トランザクター向け			—	—
(7) 抵当権付住宅ローン	15,328	613		
(8) 不動産取得等事業向け	5,616	224		
(9) 不動産関連向け			34,566	1,382
自己居住用不動産等向け			21,080	843
賃貸用不動産向け			8,548	341
事業用不動産関連向け			4,938	197
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
(10) 劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
(11) 三月以上延滞等	238	9		
(12) 延滞等向け			1,315	52
(13) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			195	7
(14) 出資等	4,052	162		
出資等のエクスポージャー	4,052	162		
重要な出資のエクspoージャー	—	—		
(15) 株式等			10,344	413
(16) 重要な出資のエクspoージャー			—	—



当組合の自己資本の充実の状況等について*

(単位:百万円)

		令和5年度末		令和6年度末	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	(17) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートージャー	—	—	1,503	60
	(18) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートージャー	628	25	628	25
	(19) その他	15,379	615	2,764	110
② 証券化エクスポートージャー		0	0	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー		—	—	150	6
ルック・スルー方式		—	—	150	6
マンデート方式		—	—	—	—
蓋然性方式(250%)		—	—	—	—
蓋然性方式(400%)		—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)		—	—	—	—
④ 未決済取引				—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	△ 6,808	△ 273
⑥ CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポートージャー		—	—	—	—
口. オペレーション・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		3,477	139	3,103	124
BI				2,069	
BIC				248	
ハ. 総所要自己資本額(イ+口)		78,960	3,158	81,398	3,255

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポートージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポートージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(1)～(18)に区分されないエクスポートージャーです。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーション・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

<オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益}(\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーション・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポートを除く)

信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分	エクスポート区分													三ヶ月以上延滞 エクスポート	延滞 エクスポート			
	信用リスクエクスポート期末残高																	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		国内債券		国外債券		デリバティブ取引		その他									
期間区分	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末		
製造業	8,130	7,160	5,694	5,163	2,435	1,996	—	—	—	—	—	—	44	814				
農業、林業	51	84	51	84	—	—	—	—	—	—	—	—						
漁業	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—						
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
建設業	9,122	9,129	9,122	9,129	—	—	—	—	—	—	—	—	37	730				
電気、ガス、熱供給、水道業	603	312	16	31	390	185	195	95	—	—	—	—						
情報通信業	409	413	146	133	261	278	—	—	—	—	1	2	—	1				
運輸業、郵便業	1,152	911	1,050	911	102	—	—	—	—	—	—	—						
卸売業、小売業	3,715	3,231	2,912	2,845	803	385	—	—	—	—	—	—	4	25				
金融業、保険業	49,583	48,036	1,537	1,578	689	685	1,393	1,181	—	—	45,962	44,590	—	—				
不動産業	26,913	24,869	22,942	20,975	489	480	—	—	—	—	3,481	3,414	—	147				
物品賃貸業	26	20	26	20	—	—	—	—	—	—	—	—						
学術研究・専門・技術サービス業	406	296	406	296	—	—	—	—	—	—	—	—						
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
飲食業	877	894	877	894	—	—	—	—	—	—	—	—						
生活関連サービス業、娯楽業	1,635	1,736	1,635	1,736	—	—	—	—	—	—	—	—	6					
教育、学習支援業	20	15	20	15	—	—	—	—	—	—	—	—	2					
医療、福祉	416	453	416	453	—	—	—	—	—	—	—	—						
その他のサービス	3,091	3,369	2,989	3,270	96	93	—	—	—	—	5	5	—	—				
その他の産業	716	693	716	693	—	—	—	—	—	—	—	—						
国・地方公共団体等	9,877	9,556	1,694	1,617	5,062	5,814	—	—	—	—	3,119	2,124	—	—				
個人	45,680	51,085	45,680	51,085	—	—	—	—	—	—	—	—	76	219				
その他の他	4,338	4,052	—	—	—	—	—	—	—	—	4,338	4,052	—	—				
業種別合計	166,769	166,326	97,939	100,940	10,331	9,920	1,588	1,276	—	—	56,908	54,188	163	1,946				
1年未満	42,786	41,827	2,712	2,202	216	1,305	4	3	—	—	39,853	38,315						
1年以上3年未満	2,819	8,516	2,318	2,357	399	594	99	99	—	—	1	5,464						
3年以上5年未満	10,625	4,599	1,137	1,257	1,180	1,339	491	380	—	—	7,815	1,622						
5年以上7年未満	4,327	4,809	2,743	3,035	1,071	930	436	343	—	—	75	500						
7年以上10年未満	8,813	6,743	7,134	6,388	805	84	370	270	—	—	503	—						
10年以上	88,302	90,939	81,456	85,094	6,659	5,665	186	178	—	—	—	—						
期間の定めのないもの	9,094	8,889	436	603	—	—	—	—	—	—	8,658	8,286						
その他の他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
残存期間別合計	166,769	166,326	97,939	100,940	10,331	9,920	1,588	1,276	—	—	56,908	54,188						

(注) 1.「国外債券」以外は国内のエクスポートのため、「地域別」の区分は省略しております。

2.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

3.「三ヶ月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポートのことです。

4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポートのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヶ月以上限度額を超えた当座貸越であること

5.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポートです。業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポートです。

6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポートは含まれておりません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



当組合の自己資本の充実の状況等について*

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	30	14	—	30	14
	令和6年度	14	9	—	14	9
個別貸倒引当金	令和5年度	750	662	40	709	662
	令和6年度	662	712	6	656	712
合 計	令和5年度	781	677	40	740	677
	令和6年度	677	721	6	670	721

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金		貸出金償却	
	期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度		
製 造 業	345	376	—	3
農 業 、 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	294	308	—	—
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	0	1	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	7	8	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	0	0	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	0	0	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1	—	—	—
そ の 他 の 产 業	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人	12	16	0	—
合 計	662	712	0	3

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 令和3年度より会計処理方法を差額補充法から洗替法に変更しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	937	—	937	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,506	—	2,506	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	117	—	117	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,755	—	3,755	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	155	—	155	—	31	20%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	46,308	—	46,308	—	9,342	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	1,810	—	1,810	—	181	10%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	16,868	629	16,563	200	13,748	82%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,770	17,696	10,506	0	9,764	93%
トランザクター向け	—	1,990	—	—	—	—
不動産関連向け	65,085	—	64,986	—	34,566	53%
自己居住用不動産等向け	44,780	—	44,731	—	21,080	47%
賃貸用不動産向け	15,181	—	15,136	—	8,548	56%
事業用不動産関連向け	5,123	—	5,118	—	4,938	96%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,141	17	1,141	—	1,315	115%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	195	—	195	—	195	100%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	7,101	—	7,097	—	567	8%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	4,137	—	4,137	—	10,344	250%
合計	/		/		114,623	/

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーの

オン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



当組合の自己資本の充実の状況等について*

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
令和6年度																
現金	937	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,506	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	117	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,755	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	155	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	45,501	—	807	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	1,810	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	700	—	100	—	—	—	—	—	—	1,899	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,376	892	3,529	—	1,293	—	1,458	—	3,673	38,861	—	3,736	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,376	892	2,142	—	—	—	1,458	—	—	38,861	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,387	—	1,293	—	—	—	3,673	—	—	3,736	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	315	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,427	5,670	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,743	7,481	—	47,733	892	4,436	—	1,293	—	1,458	—	3,673	41,173	—	3,736	—

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

標準的手法が適用されるエクスポート・オーナーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	937
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,506
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,755
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	155
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46,308
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,810
法人等向け(特定貸付債権等を含む)	—	149	—	12,456	—	—	53	—	—	—	—	1,203	—	—	—	16,563
特定貸付債権等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	2,776	—	—	—	—	7,634	—	—	—	—	—	—	—	—	10,507
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	1,265	5,046	—	927	—	—	—	—	2,924	—	—	—	—	—	—	64,986
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44,731
賃貸用不動産向け	—	5,046	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,136
事業用不動産関連向け	1,265	—	—	927	—	—	—	—	2,924	—	—	—	—	—	—	5,118
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等を除く。)	—	—	—	—	—	—	163	—	—	—	—	663	—	—	—	1,141
自己居住用不動産等向け エクスポート・オーナーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	195	—	—	—	—	—	—	—	—	195
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,097
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,137	—	—	4,137
合計	1,265	7,971	—	13,384	—	—	8,046	—	2,924	—	—	1,866	4,137	—	—	160,220

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。



当組合の自己資本の充実の状況等について*

リスク・ウェイトの区分別のエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクspoージャーの額	
	令和5年度末	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	9,801
10%	—	11,890
20%	1,910	47,011
35%	—	43,816
50%	2,503	902
75%	—	9,734
100%	200	38,666
150%	—	159
250%	—	651
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計	4,614	162,635

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関開運エクspoージャーは含まれておりません。

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前 オン・バランス 資産項目	CCF・信用リスク削減効果適用後 オフ・バランス 資産項目	CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)
40%未満	70,623	100	20.000	70,581
40%～70%	51,338	2,091	2.391	51,307
75%	8,190	15,402	0.000	7,971
80%	—	—	—	—
85%	12,735	409	0.000	12,456
90%～100%	9,074	323	0.000	8,973
105%～130%	2,924	—	—	2,924
150%	1,866	15	0.000	1,866
250%	4,137	—	—	4,137
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	160,892	18,343	—	160,220

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクspoージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法					
	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	630	672	—	—	—	—
①ソブリン向け	5	3	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—	—	—
③カバード・ボンド			—	—	—	—
④法人等向け	230	26	—	—	—	—
⑤中小企業等・個人向け	289		—	—	—	—
⑥中堅中小企業・個人向け		542	—	—	—	—
⑦抵当権付住宅ローン	20		—	—	—	—
⑧不動産取得等事業向け	10		—	—	—	—
⑨不動産関連向け		99	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け		48	—	—	—	—
賃貸用不動産向け		45	—	—	—	—
事業用不動産関連向け		5	—	—	—	—
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—
ADC向け		—	—	—	—	—
⑩劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—
⑪三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑫延滞等向け		0	—	—	—	—
⑬自己居住用不動産等向け エクspoージャーに係る延滞		—	—	—	—	—
⑭出資等	—		—	—	—	—

ポートフォリオ		信用リスク削減手法					
		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
出資等のエクスポージャー	—	斜線	—	斜線	—	斜線	—
重要な出資のエクスポージャー	—	斜线	—	斜线	—	斜线	—
⑯株式等	—	—	—	—	—	—	—
⑯その他	75	—	—	—	—	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3.「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

(5) 派生商品取引 [18] 及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャー [19] に関する事項

①当組合がオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

②当組合が投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

区分	令和5年度末	令和6年度末
証券化エクスポージャーの額	1	—
(i) 自動車ローン	1	—
(ii) 法人向貸出債権	—	—
(iii) 売掛債権	—	—
(IV) リース債権	—	—

(注)再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

告示で定める リスク・ ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和5年度末		令和6年度末		令和5年度末		令和6年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	1	—	—	—	0	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

用語解説

18 派生商品取引

有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。

19 証券化 エクスポージャー

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。



当組合の自己資本の充実の状況等について*

(7) 出資等又は株式等エクスポートに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	81	81	82	82
合計	81	81	82	82

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
評価損益	△ 1,637	△ 2,304

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポート	—	2,682
マンデート方式を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項目	IRRBB1: 金利リスク [☞ 20]				
	イ	ロ	ハ	ニ	
	△EVE [☞ 21]	△NII [☞ 22]			
当期末	前期末	当期末	前期末		
1 上方パラレルシフト [☞ 23]	802	1,064	451	483	
2 下方パラレルシフト [☞ 24]	0	0	0	0	
3 スティープ化 [☞ 25]	1,373	1,556			
4 フラット化 [☞ 26]	0	0			
5 短期金利上昇 [☞ 27]	0	0			
6 短期金利低下 [☞ 28]	441	410			
7 最大値	1,373	1,556	451	483	
木		へ			
8 自己資本の額	6,601		前期末		
			6,391		

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

不良債権処理は万全

▶協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)	引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	305	242	62	100.00%	100.00%
	令和6年度	666	305	361	100.00%	100.00%
危険債権	令和5年度	2,720	1,893	600	91.64%	72.53%
	令和6年度	1,918	1,420	350	92.34%	70.49%
要管理債権	令和5年度	403	215	1	53.81%	0.69%
	令和6年度	75	14	0	19.45%	0.31%
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	403	215	1	53.81%	0.69%
	令和6年度	75	14	0	19.45%	0.31%
小計	令和5年度	3,429	2,351	664	87.94%	61.63%
	令和6年度	2,660	1,740	712	92.20%	77.45%
正常債権	令和5年度	94,475				
	令和6年度	98,253				
合計	令和5年度	97,904				
	令和6年度	100,913				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができるない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸賃借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。
11. 債権額合計に対する不良債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計)の比率は、2.63%になります。

用語解説

20 IRRBB

銀行勘定の金利リスクのこと

21 △EVE

金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの

22 △NII

金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるもの

23 上方パラレルシフト

通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点の金利に、自己資本比率規制において定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックのこと

24 下方パラレルシフト

通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点の金利に、自己資本比率規制において定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのこと

25 スティーブ化

(短期金利低下、長期金利上昇)

通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点の金利に、自己資本比率規制において定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのこと

26 フラット化

(短期金利上昇、長期金利低下)

通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点の金利に、自己資本比率規制において定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのこと

27 短期金利上昇

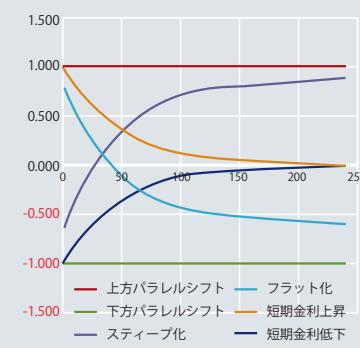
通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点の金利に、自己資本比率規制において定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのこと

28 短期金利低下

通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点の金利に、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのこと

自己資本比率規制における金利リスクシナリオのイメージ

単位:縦軸(金利変動幅)、横軸(期間)

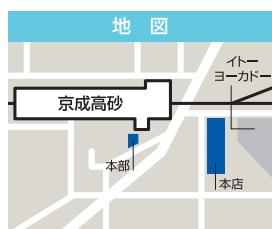




営業店のご紹介

1 本店

- 担当地区：
葛飾区高砂1～8丁目／
葛飾区新宿1丁目



- お客様相談窓口

誌面をご確認ください。

2 新小岩支店

- 担当地区：
葛飾区西新小岩3～5丁目／
葛飾区東新小岩1～8丁目



- お客様相談窓口

誌面をご確認ください。

3 京成小岩支店

■担当地区：
江戸川区北小岩2~8丁目／
葛飾区鎌倉4丁目／
江戸川区西小岩5丁目



■お客様相談窓口

誌面をご確認ください。

4 五反野支店

■担当地区：
足立区西綾瀬1~4丁目／
足立区足立1~4丁目／
足立区中央本町2丁目／
足立区弘道1~2丁目／
足立区青井2~3丁目



■お客様相談窓口

誌面をご確認ください。



営業店のご紹介

5 細田支店

■担当地区：
葛飾区奥戸9丁目／
葛飾区細田1～5丁目／
葛飾区鎌倉1～2丁目／
江戸川区西小岩3～4丁目



■お客様相談窓口

誌面をご確認ください。

6 柴又支店

■担当地区：
葛飾区柴又1～3丁目／
葛飾区高砂7～8丁目／
葛飾区新宿3丁目



■お客様相談窓口

誌面をご確認ください。

7 奥戸支店

■担当地区：
葛飾区奥戸1～8丁目



■お客様相談窓口

誌面をご確認ください。

8 新柴又駅前支店

■担当地区：
葛飾区鎌倉3～4丁目／
葛飾区柴又4～7丁目／
江戸川区北小岩8丁目



■お客様相談窓口

誌面をご確認ください。

昭和 27年	<ul style="list-style-type: none"> 東京都葛飾区、江戸川区、足立区、墨田区を営業地域とする地域信用組合として創立。 本部・本店を葛飾区高砂2丁目38番8号に置き営業開始 初代組合長には青木晟が就任 		<ul style="list-style-type: none"> 第五番目の営業店「細田支店」を細田地区のバス通り中央、葛飾区細田4丁目23番19号に開設 本店を本部事務所から分離し、高砂3丁目12番2号に移転
32年	<ul style="list-style-type: none"> 第二番目の営業店「新小岩支店」(当時・上平井支店)を開設 葛飾区内の小中学校のPTA会費、給食費、修学旅行費などの校納金の取扱いを開始 		<ul style="list-style-type: none"> 都信協の共同オンラインに加入し預金業務をオンライン稼働
37年	<ul style="list-style-type: none"> 2代目組合長に長瀬健太郎が就任 		<ul style="list-style-type: none"> コンピュータ(富士通F2730・2740)を導入し、融資事務の合理化、効率化を図る 「内国為替」取扱いを開始
38年	<ul style="list-style-type: none"> 新小岩支店を平和橋通り上平井消防署前、西新小岩5丁目31番8号に新築移転 		<ul style="list-style-type: none"> 6代目理事長に井出昭が就任
39年	<ul style="list-style-type: none"> 3代目組合長に鈴木常次郎が就任 		<ul style="list-style-type: none"> IBM4331オンラインシステムを導入し、独自の地域管理、業務管理をめざす新経営体制を確立。同時に全店舗にATM、両替機を設置
40年	<ul style="list-style-type: none"> 本部・本店を高砂駅南口、高砂2丁目40番4号に新築移転 		<ul style="list-style-type: none"> 第六番目の営業店「柴又支店」を葛飾区柴又1丁目12番13号に開設。貸金庫を設置
43年	<ul style="list-style-type: none"> 「地域主義」に基づく狭域・高密度取引をスタート。あわせて職能資格制度、職能給など能力主義による人事制度を制定 コンピュータ(NCRセンチュリー100)を導入し、事務合理化と情報管理経営に着手 		<ul style="list-style-type: none"> 年金友の会(現ゆうゆう倶楽部)発足
44年	<ul style="list-style-type: none"> 第三番目の営業店「京成小岩支店」を京成小岩駅前、江戸川区北小岩6丁目12番6号に開設 若い主婦を対象にした「ママクラブ」を結成し、育児教室、料理教室、書道教室等を定期的に開催。地域の文化活動として注目され、この活動が全店に広がる 	元年	<ul style="list-style-type: none"> 預金量500億円を達成 第七番目の営業店「奥戸支店」を葛飾区奥戸2丁目37番10号に開設
45年	<ul style="list-style-type: none"> 4代目理事長に島村酉蔵が就任 	2年	<ul style="list-style-type: none"> 都銀、地銀等とのネットによるキャッシュサービスを開始
46年	<ul style="list-style-type: none"> 第四番目の営業店「五反野支店」を東武伊勢崎線五反野駅前、足立区西綾瀬2丁目23番23号に開設 	3年	<ul style="list-style-type: none"> 第八番目の営業店「新柴又駅前支店」を北総鉄道新柴又駅前、葛飾区柴又5丁目1番6号に開設
47年	<ul style="list-style-type: none"> 預金量100億円を達成 	4年	<ul style="list-style-type: none"> 「外国通貨両替業務」取扱い開始
48年	<ul style="list-style-type: none"> 5代目理事長に石崎利一が就任 	5年	<ul style="list-style-type: none"> 「日本銀行歳入復代理店」として認められ、「国庫歳入金」事務の取扱いを開始 「外国為替」の取扱いを開始
		6年	<ul style="list-style-type: none"> 「国債等窓販業務」の取扱いを開始
		7年	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災の地域復興並びに罹災者支援のため「義援定期預金」を取扱う
		9年	<ul style="list-style-type: none"> 外部監査を導入 現「EY新日本有限責任監査法人」

柴又のあゆみ

10年	● 年金友の会「ゆうゆう俱楽部」会員が5,000人を超える	23年	● 月2回の休日相談窓口を本店に開設 ● ATMに通帳繰越機能を追加 ● 外貨宅配サービスの取扱いを開始
11年	● 「ローンテレfonセンター」設置	24年	● 「健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み」を関東財務局長から顕彰される ● 「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」として金融担当大臣から顕彰される
12年	● デビットカード取扱い開始 ● 郵貯とのCD、ATMオンラインネットによるキャッシュサービス開始	25年	● 創立60周年 ● 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、「経営革新等支援機関」として認定される
13年	● インターネット上に「ホームページ」開設 ● 全国信組の共同オンライン(SKC)センター加盟、インターネットバンキング、モバイルバンキングサービス取扱い開始、ATMに振込機能を追加 ● 預金量1,000億円を達成	28年	● 「公共料金等の窓口収納サービス」(バーコードによる収納)の取扱いを開始
15年	● 「柴又支店」を葛飾区柴又1丁目14番6号に移転(5月)。全自動貸金庫を設置	29年	● 9代目理事長に堀澤等が就任
16年	● セブン銀行との提携により、セブン銀行ATMによる入出金サービスを開始 ● 「個人向け国債」の取扱いを開始	30年	● 葛飾区と「安全・安心まちづくりに関する協定」を締結する
17年	● 投資信託の取扱いを開始 ● ATMの365日稼動を開始 ● ATM相互入金サービスを開始	令和元年	● 京成小岩支店を建替(7月)。全自動貸金庫を設置
18年	● 7代目理事長に田中将揮が就任 ● 五反野支店を改装(12月)。自動貸金庫を設置	2年	● 「後見制度支援預金」の取扱いを開始
19年	● ATMに休日の通帳記帳機能を追加 ● 「法人・個人事業者向けインターネットバンキング」の取扱いを開始 ● インターネット、モバイルバンキングの問い合わせ窓口のご利用時間を拡充 ● 渉外支援システム(PDA)導入	3年	● 会計監査人をみのり監査法人に変更 ● 「しんくみ相続信託」の取扱いを開始
20年	● インターネットまたはFAXによる個人ローン(「フリーローン」「カーライフローン」)の仮申込み受付を開始 ● 「新型窓口販売方式の国債(新窓販国債)」の取扱いを開始 ● 「投資信託定期・定額積立」の取扱いを開始	4年	● 東京都内信用組合との連携協定に関する協定書を締結する ● 本部内にローンセンターを設置
21年	● 本店を改装(5月)、省エネ・エコ対策として全ての照明をLED化。全自動貸金庫を設置	5年	● 葛飾区とSDGsの推進に関する包括協定書を締結する ● 融資量800億円を達成 ● 融資量900億円を達成 ● 新小岩支店を建替(10月)。全自動貸金庫を設置
		6年	● 融資量1,000億円を達成 ● 「インターネット投信」の取扱いを開始



でいい、ふれあいダイアリー このまちのイベントもごいっしょです。

セイワの理念と健全性について

このまちで皆さまのお手伝い

ライフステージを応援します

経営を表わすデータ

地域の皆さまの誰もがこの町をすばらしい「ふるさと」と呼べるような、
すてきな町にしたいと願っていると思います。『**西行四**』の願いも同じです。
私たちもこの町の一員として、地域の行事やイベントに積極的に参加し、皆さまとの出会い、
ふれあいを大切にしながら、町づくり、町興しに参画してまいりたいと考えています。





おいしかった!おもしろかった!

ゆうゆう俱楽部 各種イベント



ゆうゆう俱楽部

ゆうゆう俱楽部は「いきがい」「健康」をテーマに、地域の熟年層の皆さまの潤いあるシニアライフを応援しています。会員の方には、**ゆうゆう**が企画する各種のイベントへのご優待など、数々の特典をプレゼント。会員数は7,555人となりました。

(令和7年3月末現在)

4大特典



イベントのご優待

- グルメの会
- 日帰りバス旅行
- 観劇会



お楽しみプレゼント (毎年)

昨年度は「紀州産南高梅」をプレゼントさせていただきました。



お得な定期預金

スーパー定期(期間1年)の金利を、店頭表示金利に0.1%優遇いたします。
お一人様300万円までご利用できます。(年金をお受け取りの会員に限ります。)



新規受給プレゼント

当組合で新規に年金受給されるお客様にクオカード500円をプレゼントしております。

お申込みは…

窓口・得意先係まで

■会員資格 (年会費はございません。)

ゆうゆうの営業地域内にお住まいの方、もしくはお勤めの方で、

①年金を **ゆうゆう の口座でお受け取りいただいている方**

または

②55歳以上の方で、年金を **ゆうゆう の口座でお受け取りすることをご予約の方**



営業品目のご紹介

預金商品のご案内*

あなたの夢の実現をお手伝いします。『**ゆうゆう**』の安全・有利な預金商品

預金の種類	特 色	お預入れ期間	お預入れ金額
当座預金	事業資金の決済用口座です。 小切手や手形の決済に安全確実で管理も容易です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給料や年金のお受取り、公共料金やクレジット、 国税や地方税等の自動振替に、お財布代わりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	給料や年金のお受取り、公共料金やクレジット、 国税や地方税等の自動振替に、お財布代わりにご利用ください。 お利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	「受け取る」「支払う」「貯まる」「借りる」を一つにセットした、 家計簿がわりの暮らしの口座です。 定期預金をセットしますと、定期預金の90%（上限500万円）を限度に自動融資がご利用いただけます。また、公共料金やクレジット等の自動振替に、万一不足が生じても、自動融資機能がはたらいて、あなた様の信用を守ります。		
貯蓄預金	定期預金に連動したお利息に、普通預金の手軽さをプラスした、 便利な預金です。（定期的なお受取りや公共料金等の自動振替にはご利用できません。）		1円以上
通知預金	一週間以上のわずかな期間でも、有利に運用できる預金です。 引出しあは、2日前までにご連絡を。	7日以上	5,000円以上 1円単位
納税準備預金	税金の支払い資金専用の預金です。お利息は、非課税です。	入金は自由、 引出しあは納税時	1円以上
定期預金			
大口定期預金	大口の資金運用に最適な定期預金です。 期間は、1ヶ月以上5年以内です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上 1円単位
スーパー定期預金	『 ゆうゆう 』独自の有利な金利の定期預金です。期間は、1ヶ月以上5年以内です。3年以上で複利式の場合は、半年複利です。	1ヶ月以上 5年以内	1円以上
ゆうゆう定期300	当組合で年金の受給実績のある方がご利用できます。 預入日（継続日）の店頭表示のスーパー定期利率に別途表示の優遇金利を上乗せし満期日まで適用します。	1年	1円以上 300万円以内
期日指定定期預金	最長3年で、お預入れ後1年を経過すると一部引出しあも可能な預金です。お利息は1年複利となります。	1年以上3年以内	1円以上 300万円未満
変動金利定期預金	市場金利を反映し、6ヶ月毎に金利が変動する預金です。 金利リスクが少ない預金です。	1年・2年・3年	1円以上
積立定期預金	勤労者の方に最適な積立型の定期預金です。 積立方法………定額積立、増額積立、隨時積立があります。 積立期間………満期日指定型は1ヶ月以上15年以内。 エンドレス型は積立期間の定めはありません。 積立期間中の一部引出しあも可能です。	1ヶ月以上 15年以内	1円以上
スーパー定期積金	毎月一定額をこつこつ積み立てる、計画貯蓄の基本です。 積立期間は、6ヶ月以上5年以内です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000円単位
財形貯蓄	お勤め先の財形制度を利用し、給与やボーナスからの天引きで まとまった財産形成ができます。		
財形年金貯蓄	60歳以降に年金として受け取るための老後の資金づくりを目的としたものです。	5年以上	1,000円以上
財形住宅貯蓄	マイホームの新築・購入、リフォームに係る住まいの資金づくりを目的としたものです。	5年以上	1,000円以上
一般財形貯蓄	何に使うか、貯蓄目的を限定していないものです。車、旅行、教育、 結婚など、いろいろな目的に、そして不意の出費に自由に使えます。	3年以上	1,000円以上

融資商品のご案内*

あなたのライフプランをお手伝いします。『セイワ』の暮らしのローン!

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
ジャックス保証付マイカーローン	マイカーの購入、車検費用、運転免許証の取得費用、マイカーローンの借換え等、幅広いお使いみちでご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	6ヶ月以上15年以内 (1ヶ月単位)
スーパーセイワくん	ご自由にご利用いただけます。(事業資金にもご利用いただけます。)	10万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	6ヶ月以上15年以内 (1ヶ月単位)
住まいのローン			
住宅ローン	住宅の新築、住宅用土地の購入、住宅・マンションの購入をご利用ください。	6,000万円以内	35年以内(但し、全期間固定金利型は25年以内)
ジャックス保証付リフォームローン	増改築、改修、補修資金、リフォームローンの借換え等、幅広いお使いみちでご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	15年以内
住宅ローン(保証付)	全国保証株式会社の保証によりご利用できます。		
セイワ MG 住宅ローン	申込人が居住するための資金、諸費用等をご利用いただけます。	10,000万円以内(1万円単位) ※重複保証限度額10,000万円以内となります。	50年以内 (1か月単位)
セイワ MG 住宅ローンプラス	申込人が居住するための資金、諸費用等、その他必要資金をご利用いただけます。 ※居住資金にプラスして、健全な個人消費資金を資金使途に含めることができます。	10,000万円以内(1万円単位) ※その他必要資金については、住宅ローン資金の50%以内(最大500万円まで)となります。	50年以内 (1か月単位)
住まいる いちばん プラス	住宅の新築、増改築資金等をご利用ください。	6,000万円以内	35年以内
住まいる アシスト	少額のリフォーム、借換に係る資金について無担保でご利用できます。	リフォーム 500万円以内 借換 1,000万円以内	20年以内
住まいる 借換 ワイド	他の金融機関でご利用されている住宅ローンの借換をご利用いただけます。 リフォーム資金/建替え資金/住替えで、既存の住宅ローン残高に対して住宅売却代金が不足する場合の資金	6,000万円以内	35年以内
つなぎ融資	居住用住宅の購入及び建設に必要となる借入が実行されるまでのつなぎ資金としてご利用ください。	6,000万円以内	1年以内
暮らしのローン	必要により全国しんくみ保証の保証をお願いする場合があります。(その場合は保証料がプラスされます。)		
マイカーローン	マイカーの購入、車検費用、運転免許証の取得費用をご利用ください。	500万円以内	10年以内
教育ローン (公的教育資金のご案内)	入学金、授業料等教育に関する資金をご利用いただけます。 (日本政策金融公庫教育ローンのお取扱いもいたします。)	350万円以内	15年以内
その他の暮らしのローン			
ピーターパン ぽけっとカードローン(保証付)	暮らしのための資金ならお使いみちはご自由です。	10万円型～50万円型まで(10万円単位)	
シルバーライフローン	健康で、文化的な生活を営むために必要な資金をご利用いただけます。	100万円以内	5年以内

あなたの事業パートナー。『セイワ』の事業用ローン・ご融資!

種類	特徴	ご融資金額	ご融資期間
事業者カードローン(保証協会)	事業用資金に限度内で何回でもご利用できます。	1,000万円以内	
アパート・マンションローン	賃貸アパート・マンションの建築・リノベーション・リフォームをご利用ください。		
手形割引・でんさい割引	商業手形、でんさい(電子記録債権)の割引をご利用ください。		
手形貸付・でんさい貸付	主に運転資金等の短期の事業資金をご利用ください。		
証書貸付	主に設備資金等の長期の事業資金をご利用ください。		
各種制度融資	東京都制度融資、葛飾区、足立区、江戸川区の各制度融資のお取扱いをいたします。		
代理貸付等	全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構等のお取扱いをいたします。		



資産運用のご案内

あなたの豊かな未来のためにはじめてみませんか。

投資信託預り残高上位20銘柄

順位	資産	地域	ファンド名	特色	購入手数料(税込)
1	株式	国内	インデックスファンド225 成長投資枠	日経平均株価（225種・東証）に連動する投資成果を目指します。	2.20%
2	株式	国内	iFree 日経225インデックス 成長投資枠 つみたて投資枠	日経平均株価（日経225）に連動させることを目指して運用を行います。	不要
3	株式	海外	iFree S&P500インデックス 成長投資枠 つみたて投資枠	米国の株式に投資し、投資成果をS&P500指数（円ベース）の動きに連動させることを目指します。	不要
4	株式	海外	iFree 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) 成長投資枠 つみたて投資枠	外国の株式に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることを目指します。	不要
5	バランス運用	国内外	iFree 8資産バランス 成長投資枠 つみたて投資枠	日本、先進国、新興国の株式・債券、および日本と海外のリートの8つの資産に分散投資します。	不要
6	バランス運用	国内外	スーパーバランス(毎月分配型)	日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式およびリート）にバランスよく分散投資します。	2.20%
7	不動産投資信託	国内	MHAM J-REIT インデックスファンド (毎月決算型)	主として東京証券取引所に上場している東証REIT指数採用の不動産投資信託証券に投資します。	1.65%
8	バランス運用	国内外	ダイワ・マルチアセット・ファンド・シリーズ 成長重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	国内外の「債券」、「株式」、「REIT」に分散投資し、ファンドの安定と成長を目指します。	2.20%
9	債券	国内	ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)	わが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することを目指した運用を行います。	1.10%
10	株式	国内	ダイワ好配当日本株投信(季節点描) 成長投資枠	国内の証券取引所上場株式を主要投資対象とし、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、成長性や株価の割安性等に着目し、高水準の配当収益の確保と、値上がり益の獲得を目指します。	2.75%
11	債券	海外	明治安田外国債券オープン(毎月分配型)	日本を除く世界の債券に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益）の確保とともに信託財産の成長を目指します。	1.65%
12	債券	海外	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)	オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等に投資します。	2.20%
13	不動産投資信託	国内外	ラサール・グローバルREITファンド (毎月分配型)	世界各国の上場不動産投信（REIT）を中心に投資を行い、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得しつつ、中長期的な信託財産の成長を目指します。	3.30%
14	株式	国内	年金積立 Jグロース 成長投資枠 つみたて投資枠	主に、成長性が高く株主への利益還元が期待できる企業の株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果の獲得を目指します。	不要
15	不動産投資信託	海外	ダイワ・US-REIT・オープン (毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)	米国の不動産投信（REIT）に投資し、配当利回りを重視した運用により、信託財産の成長を目指します。	3.30%
16	株式	国内	ダイワ・バリュー株・オープン 成長投資枠	国内の証券取引所上場株式の中から、割安と判断され、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資します。	3.30%
17	株式	海外	インデックスファンドNASDAQ100 (アメリカ株式) 成長投資枠	米国のNASDAQ100に連動する投資成果を目指します。	3.30%
18	バランス運用	国内外	ダイワ・マルチアセット・ファンド・シリーズ 安定重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	国内外の「債券」、「株式」、「REIT」に分散投資し、ファンドの安定と成長を目指します。	2.20%
19	債券	海外	世界のサイフ	日本を除く経済協力開発機構加盟国およびこれらに準ずる国の通貨の中から高金利の10通貨を選定し、それらの通貨建ての短期債券などに投資します。	2.20%
20	株式	国内外	MHAM株式オープン 成長投資枠	国内の優良成長株を中心に海外の株式にも投資し、ファンドの長期的な成長を目指します。	2.20%

*1 2025年3月末時点で、設定後5年以上の預り残高上位20の銘柄です。

*2 申込み金額に応じての手数料です。

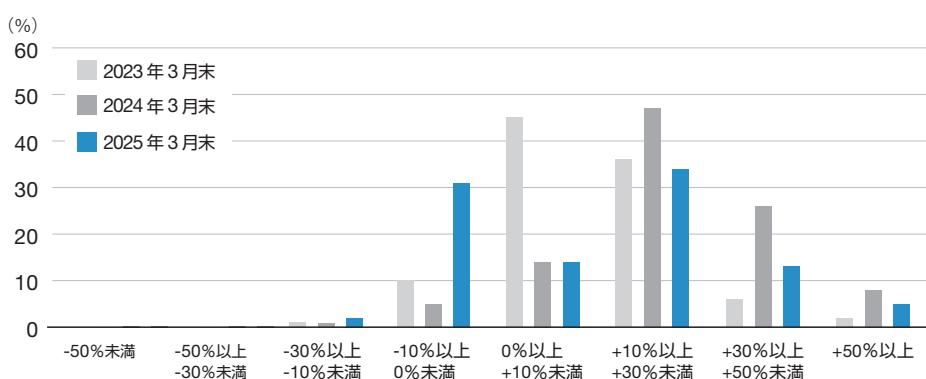
詳しくは 青和 投資信託 で検索

「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」について

金融庁が平成30年6月に公表した「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」に基づき、以下の指標を公表しています。

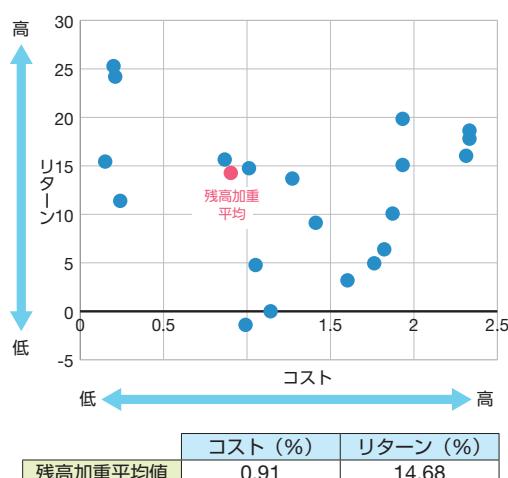
運用損益別顧客比率

※2025年3月末時点の保有投資信託に係る購入時以降の累積の運用損益の顧客比率を示した指標



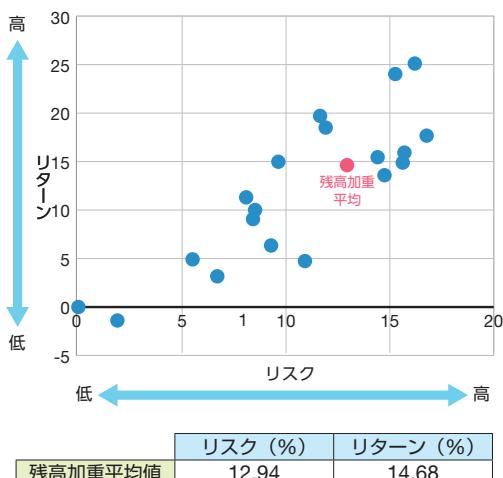
投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターン

(2025年3月末)



預り残高上位20銘柄のリスク・リターン

(2025年3月末)



※預り残高上位20銘柄のコスト及びリスクに対するリターンの関係を示した指標

詳しくは で検索

国債ラインアップ

国債の種類	お預入れ期間	お預入れ金額	特色
利付国債	2年	5万円以上 5万円単位	個人だけでなく法人も購入対象とした国が発行する債券です。2年満期、5年満期、10年満期の3種類があり、いずれも固定金利です。最低5万円から購入いただけます。市場金利に応じて時価が変動するため、償還期限前に売却する場合には、売却損益が出ることがあります。
	5年		
	10年		
個人向け国債	3年	1万円以上 1万円単位	個人を購入対象とした国が発行する債券です。変動金利型の「変動10年」、固定金利型の「固定5年」「固定3年」の3タイプが毎月発行されています。元本割れがなく、1万円から購入いただけます。発行後1年経過すれば、いつでも中途換金できます。経済環境等により実勢金利が下落した場合でも、0.05%（年率）の最低金利が保証されます。
	5年		
	10年		



営業品目のご紹介

各種サービスのご案内*

でんさいサービス

資金調達の円滑化や事務の効率化などを目的に、新たな決済手段として誕生した「でんさい」をご利用いただけます。

インターネットバンキング、 モバイルバンキングサービス

パソコンや携帯電話などを利用して、ご自宅あるいは外出先から振込手続や残高照会が出来ます。

定額自動送金サービス

在学中のお子様への仕送りや家賃のお支払いなど、毎月、一定額を一定期日にお振込される場合などにご利用されると便利です。

業務の種類	業務の内容
振込・送金	全国各地の金融機関にスピーディーに振込・送金をいたします。
小切手・手形の取立	小切手・手形の取り立てをいたします。
給与自動振込	給与・ボーナスを従業員の口座に自動的に振込します。
給与自動受取	給与・ボーナスをご指定の口座で自動的に受け取れます。
年金自動受取	国民年金・厚生年金・各種共済年金等をご指定の口座で自動的に受け取れます。
自動支払	公共料金（電話・電気・ガス・水道・NHK）、携帯電話・国税・地方税・国民年金保険料・国民健康保険料・公営住宅家賃・利用代金・生協・育英資金の償還金・都営団地の管理料、当組合の営業地域内の公立小・中学校の給食費等をご指定の口座から自動的に支払いします。
国債の窓口販売	国債の購入ができます。
投資信託の窓口販売	投資信託の購入ができます。
株式払込	会社の設立や増資の際の株式や出資の払込金の受入をいたします。
貸金庫	預金証書・貴金属・重要書類・実印等の保管をご利用いただけます。
キャッシュカード サービス (デビットカードサービス)	当組合の本支店はもとより全国の金融機関・郵便局でキャッシュカードにより預金のお引出し等ができます。また、キャッシュカードは日本デビットカード加盟店でデビットカードとしてご利用いただけます。
キャッシュコーナー のご案内	ATMによる預金のお預入れ・お引出しの他、全国の金融機関のカードによる預金のお引出し、提携金融機関のカードによるお預入れもできます。また、提携各社のクレジットカードによるキャッシングサービスがご利用できます。

キャッシュコーナーとキャッシュカードサービスのご案内

キャッシュコーナー

全ての営業店のキャッシュコーナーにATMを配備し、以下の時間帯に営業しております。

平日	▶ 8時から21時まで
土・日・祝日 12月31日	▶ 8時から21時まで
※一部の他行カードは17時までとなります。	
1月1日～3日 5月3日～5日	▶ 8時から21時まで
※一部の他行カードはご利用できません。	

ATMのネットサービス

セイワのキャッシュカードは、全国の提携ATMでご利用いただけます。銀行、信用金庫、信用組合をはじめ、ろうきん、JA、ゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行、駅のATM「VIEW ALTTE」(ビューアルッテ)などと提携しており、ATMは、コンビニやスーパー、ファミレスなどにも設置されております。
(お取扱い時間につきましては、窓口までお問い合わせください。)

デビットカード

セイワのキャッシュカードは、「日本デビットカード推進協議会」に加盟するパート、コンビニ、ホテル、ガソリンスタンドなど多数の加盟店で、デビットカードとしてご利用いただけます。

ご利用いただける金額または紙幣の枚数（お取引制限）

カードの種類	お取引の種類	1回あたり	1日あたり
セイワカード (注1)	お預入れ (注2)	200枚まで	制限なし
	お引出し	50万円もしくは届出の限度額のどちらか低い方	届出の限度額まで
		50万円まで	50万円まで
	お振込み (注3)	届出有	届出の限度額まで
		届出無	50万円まで
提携先カード	お預入れ	99万9千円	制限なし
	お引出し	50万円もしくは提携先金融機関の限度額のどちらか低い方	提携先金融機関の限度額
	お振込み	200万円もしくは提携先金融機関の限度額のどちらか低い方 (但し、平日以外は予約扱いとなり99万9千円 もしくは提携先金融機関の限度額のどちらか低い方となります。)	提携先金融機関の限度額

(注1) ATMご利用場所の限定の届出をされている場合は、その届出の範囲内でご利用できます。

(注2) 通帳のみでもご利用できます。

(注3) 現金による振込のお取扱いはいたしません。また、届出とは「キャッシュカード利用条件設定届」による届出をいいます。

ご利用手数料
(1回につき)

主な手数料一覧
ご覧ください。

主な手数料の一覧

手数料にはいずれも10%の消費税が含まれております。

(2025年6月末現在)

▶振込手数料(1件当たり)

振込先		組合員	組合員以外の方
窓口	他行宛	660円	880円
得意先係	当組合本支店宛 ^{※1}	330円	550円
定額自動送金 ^{※2}	他行宛	440円	550円
インターネット ^{※2}	当組合本支店宛 ^{※1}	0円	220円

振込先	セイワカード		他行カード ^{※3}
	組合員	組合員以外の方	現金
ATM	他行宛	440円	550円
	当組合本支店宛 ^{※1}	0円	220円

※1 当組合同一店内の第三者宛振込を含みます。

※2 別途、お申込みが必要です。

※3 別途、ATMご利用手数料(お引出し)がかかります。

▶代金取立・手形取立手数料(1通当たり)

代金取立	手形の取立	1通	880円

▶特殊取扱い手数料(1件当たり)

送金・振込の組戻し手数料	660円
不渡手形返却・手形依頼返却 代金取立組戻し・店頭呈示料	1,100円

▶ATMご利用手数料(1回につき)

【お預入れ】

セイワカード	平日・土曜日・日曜日・祝日の終日	無 料	
提携先 カード ^{※1}	他行 ^{※2}	平日 午前8:00～午後6:00	110円
		上記以外の時間帯	220円
	土曜日・日曜日・祝日の終日		220円
	郵貯	平日 午前8:45～午後6:00	110円
		土曜日 午前9:00～午後2:00	110円
		上記以外の日時	220円

【お引出し】

セイワカード	平日・土曜日の終日	無 料
	日曜日・祝日の終日	110円
提携先 カード ^{※1}	平日の終日	110円
	土曜日・日曜日・祝日の終日	220円
	郵貯	上記「お預入れ」と同様となります。

※1 1年未年始等には提携先ごとのメンテナンス等により本表とは異なる取扱いとなる場合があります。

※2 1月1日～1月3日の間、「しんくみお得ネット」(提携信用組合間)以外の提携カードはご利用できません。

※ 祝日には12月31日、1月2日、1月3日を含みます。

▶両替手数料

窓口	お取扱い枚数(注1)	手数料	お取扱い枚数(注1)	手数料
	1～50枚	無 料	1,001枚～1,500枚	1,650円
	51～500枚	550円	1,501枚～2,000枚	2,200円
	501～1,000枚	1,100円	2,001枚～	500枚毎に550円を加算
			組合員	組合員以外の方
両替機	両替機専用カード (注2)利用手数料	年間13,200円	年間26,400円	

※小口両替は、1日1回50枚まで当組合のキャッシュカードがあればご利用いただけます。

注1)お取扱いの「枚数」は、ご持参された枚数(両替前)、お持ち帰りになる枚数(両替後)のいずれか多い方となります。

注2)1日1回両替機を利用できるカードです。

なお、両替は1回当たり1,800枚までとなります。但し、金種によっては1,800枚未満となる場合がございます。

▶大量硬貨入出金手数料^{※1}

お取扱い枚数 ^{※2～5}	手数料	お取扱い枚数	手数料
1～50枚	無 料	1,001枚～1,500枚	1,650円
51～500枚	550円	1,501枚～2,000枚	2,200円
501～1,000枚	1,100円	2,001枚～	500枚毎に550円を加算

※1 大量の硬貨入金、並びに硬貨の金種指定出金に係る取扱いの手数料です。

※2 硬貨計数後にお取引を取りやめる場合や、金額を変更される場合も、手数料をいただくことがございます。

※3 1回複数回、同一口座に係る硬貨入出金のお取引をいただいた場合、同一口座ごとに硬貨枚数を合算した手数料をいただきます。

※4 手数料はご入出金する硬貨とは分別していただく必要がございます。

※5 硬貨のご入金取引に際して、硬貨の枚数・入金額が不明の場合、当該取引をお断りさせていただく場合がございます。

▶融資関連手数料[※]

【証明書の発行】

・融資証明書	1通	2,200円
・支払利息証明書	1通	330円
・返済予定表再発行	1枚	330円

【不動産担保】

・新規設定	1件	55,000円
・譲渡引受	1件	33,000円
・追加設定	1件	11,000円
・極度増額	1件	11,000円
・抹消		

【条件変更】

・手形貸付	1件	2,200円
・証書貸付	1件	5,500円

【住宅ローン関連】

・事務取扱手数料	1件	33,000円
・期日前完済		
令和4年3月31日までの融資実行分		
融資実行日から3年以内	1件	3,300円
融資実行日から3年超5年以内	1件	2,200円
融資実行日から5年超	1件	1,100円

令和4年4月1日以後の新規融資実行分^{※1}

融資実行日から3年以内	融資残高×1.5%
融資実行日から3年超5年以内	融資残高×1.0%
融資実行日から5年超	融資残高×0.5%

※1 消費税は不課税となります。

※2 保証会社等に対して別途所定の手数料等が必要になる場合があります。

※3 改正利息制限法に基づく上限額の範囲内となります。

▶貸金庫利用料(1年間)^{※1}

一般型	全自動型 ^{※2}
小函	6,864円
中函	8,976円
大函	10,824円

※1 毎年1月に1年分をまとめていただきます。

※2 令和5月1月分以降の利用料です。

▶その他の手数料

当座預金口座開設手数料 (署名登録料を含む)	1口座	5,500円
小切手用紙発行	1冊(50枚)	1,100円
手形用紙発行	1冊(50枚)	2,200円
マル専約束手形発行	1枚	440円
		署名印刷あり 550円
組合振出小切手発行	1枚	550円
残高証明書発行	1通	330円
残高証明書発行(定型外書式)	1通	2,200円
資本信用証明書発行	1通	1,100円
取引履歴発行	1ヶ月分1口座につき	110円
再発行	通帳・証書・カードなど 1件当たり	1,100円
	出資証券	550円
公共機関からの照会手数料	回答用紙1枚につき	33円
個人データ開示請求手数料	1回当たり	1,100円
相続時預貯金口座照会手数料	1回当たり	5,060円
株式等払込金手数料		

セイワの理念と健全性について
このままで皆さまのお手伝い
ライフステージを応援します
経営を表すデータ



皆様に喜ばれ、信頼されるサービス・商品を提供しています。

セイワインフォメーション

セイワの理念と健全性について

このまちで皆さまのお手伝い

ライフステージを応援します

経営を表わすデータ

1 簡単・スピーディなローンのお取扱いをしております。



2 パソコン・スマホから簡単に、個人ローンの仮申込みができます。

当組合のホームページから、各種ローン(Web専用)の仮申込ができます。

詳細については、ホームページよりご確認ください。

※審査の結果、ご融資のご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。



3 事業者の経営上のお悩みをご相談ください。

中小企業・小規模事業者とのさまざまな経営課題に関するご相談に対応いたします。

また必要に応じて、下記制度を通じた専門家等の紹介や派遣の受付をしております。

■ よろず支援拠点

■ 東京都企業力強化連携会議(元気・東京ネットワーク)

4 「投資信託 定時・定額積立(口座振替)」のお取扱いをしております。

毎月コツコツと!

毎月3千円から投資信託をご購入いただけます。
ボーナス月の増額購入も併用できます。

※NISAもご利用いただけます。
※詳しくは窓口または得意先係までお問い合わせください。

手間なくラクラク!

お客様の口座から自動振替でご購入いただけます。

5 「しんくみ相続信託」のお取扱いをしております。

相続が発生したとき、複雑な手続きに悩まされることなく、スムーズに受取人がご資金を一括で受け取ることができます。

6 子育て世代を応援しています!

お子様の将来に備えて、まとまった資金をお作りいただくためのお積立「子育て応援 積立くん」をお取扱いしております。

- ご利用できる方：高校生以下の子様がいらっしゃる方
- 積立金額：3,000円～30,000円
- 積立期間：3年～5年



7 お客様相談窓口をご利用ください。

全ての店舗に、「お客様相談窓口」を設けております。当組合の業務やお借入れ条件の変更等に関するご相談など、お気軽にご相談ください。

※紹介手数料はかかりませんが、専門家に相談等した場合の所定の費用はかかります。

専用ダイヤル受付時間

平日9時～17時

お客様
相談窓口

0120-493-554





このまち限定主義!の匂いがします。

苦情等受付状況とお客様の利便性・満足度向上に向けた取組み

苦情等受付状況

(令和6年4月～令和7年3月)

【苦情】

1. 苦情の受付は、次のとおりでした。

- 1. (1) 預金業務関連
- (2) 融資業務関連
- (3) 応対の不手際
- (4) その他

1
0
4
7
件
件
件
件

計 12 件

2. 再発防止策

その苦情の内容については、役職員全員で改善策に取組み、再発防止に努めております。

【お客様の利便性・満足度向上に向けた取組み】

1. いただいたご意見・ご要望は次のとおりでした。

- 1. (1) 店舗環境・設備関連
- (2) その他

1
0
件
件

計 1 件

2. 対応・改善策

ご意見・ご要望の内容については、改善に努めております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口:青和信用組合 お客様相談窓口】

受付時間:平日9時～17時

電話:0120-493-554

なお、苦情対応の手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくなれば、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.cb-seiwa.co.jp>

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記の青和信用組合または下記窓口までお申し出ください。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管するものです。

②現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口:一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付時間:平日9時～17時

電話:03-3567-2456

住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)



経営を表わすデータ

主要経営指標推移



貸出金償却の額

貸出金償却の額*

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	0	3



主要な事業の状況を示す指標の推移

主要な経営指標の推移*

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	2,282	2,111	2,031	2,267	2,191
経常利益	227	361	107	251	221
当期純利益	96	189	111	150	225
預金積金残高	157,914	158,831	159,160	160,366	160,355
貸出金残高	64,540	64,858	81,343	97,827	100,850
有価証券残高	31,188	34,452	28,865	18,645	16,868
総資産額	171,603	171,973	164,983	166,066	165,580
純資産額	6,593	6,103	5,303	5,117	4,656
自己資本比率(単体)	7.71%	7.73%	7.71%	8.09%	8.10%
出資総額	1,141	1,142	1,150	1,153	1,160
出資総口数	2,283,334口	2,283,334口	2,300,676口	2,307,647口	2,321,044口
出資に対する配当金	33	22	33	22	22
職員数	136	136	129	117	119

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

常勤役職員1人当たりの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
常勤役職員1人当たり預金	1,178	1,293	1,282
常勤役職員1人当たり貸出金	602	788	806

1店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1店舗当たり預金	19,895	20,045	20,044
1店舗当たり貸出金	10,167	12,228	12,606

組合員取引状況

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
組合員預金比率	80.4%	80.4%	80.8%
組合員貸出金比率	95.7%	96.6%	96.8%



財務諸表

貸借対照表*

(単位:千円)

科 目	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
(資産の部)			
現 金	1,066,677	1,158,287	937,296
預け金 主に系統金融機関(全信組連)に預けている預金です。	○預け金 49,888,005	45,060,835	43,645,395
	買入金銭債権 913,597	1,654	—
	有価証券 28,865,668	18,645,643	16,868,183
	国 債 736,970	702,340	2,334,590
	地 方 債 2,419,099	2,279,192	1,742,017
	社 債 14,611,124	7,335,510	5,833,902
未決済為替貸 他の金融機関からの為替取引等において、金融機関間の資金決済(受取)日までの間に、お客様へ立替え払いしている資金です。	株 式 314,166	81,040	82,040
	その他の証券 10,784,307	8,247,560	6,875,633
	貸 出 金 81,343,025	97,827,135	100,850,265
	割引手形 331,565	322,394	195,806
	手形貸付 1,197,732	1,063,979	1,048,001
	証書貸付 79,345,409	96,004,669	99,003,713
未収収益 貸出金、預け金、有価証券などの利息で未受取となっているものうち、決算において該当年度分の収益として計上した金額です。	当 座 貸 越 468,318	436,091	602,742
	そ の 他 資 産 952,821	1,272,337	1,233,947
○未決済為替貸 全信組連出資金	16,030	57,680	97,501
	628,100	628,100	628,100
	前 払 費 用 725	44	8
○未 収 収 益 その他の資産	162,323	170,817	159,931
	145,641	415,695	348,405
繰延税金資産			
税効果会計において、将来、税法上の損金としての条件を満たした時点で回収が見込まれる税金の額です。	有 形 固 定 資 產 2,637,879	2,734,700	2,685,519
	建 物 696,923	987,368	946,838
	土 地 1,570,084	1,570,084	1,570,084
	建 設 仮 勘 定 248,358	—	—
	その他の有形固定資産 122,513	177,247	168,596
債務保証見返 お客様の債務について、当組合が債務保証している金額に対する求償権として計上している金額です。	無 形 固 定 資 產 15,870	17,249	11,417
	ソ フ ト ウ ェ ア 8,392	9,771	5,828
	その他の無形固定資産 7,477	7,477	5,588
○ 繰延税金資産 ○ 債務保証見返	108,015	50,593	93,771
	—	723	670
貸倒引当金 将来予想される貸出金等の貸倒れに備え、あらかじめ引当(積立)している金額です。	○ 貸 倒 引 当 金 △ 808,282 (うち個別貸倒引当金) (△ 777,699)	△ 703,036 (△ 689,012)	△ 745,944 (△ 736,697)
	資 产 の 部 合 計 164,983,279	166,066,124	165,580,522

貸借対照表*

(単位:千円)

科 目	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
(負債の部)			
預 金 積 金	159,160,828	160,366,542	160,355,152
当 座 預 金	2,846,292	3,072,066	2,486,845
普 通 預 金	80,189,755	81,978,800	83,573,704
貯 蓄 預 金	766,298	716,063	682,548
通 知 預 金	—	1,200	1,200
定 期 預 金	69,752,293	69,988,870	68,996,744
定 期 積 金	4,482,203	4,140,392	3,785,192
そ の 他 の 預 金	1,123,986	469,148	828,916
そ の 他 負 債	160,852	208,497	216,490
未 決 済 為 替 借	18,878	58,439	34,196 ○
未 払 費 用	30,207	28,587	53,524
給 付 補 填 備 金	853	694	1,020 ○
未 払 法 人 税 等	11,681	8,793	10,751 ○
前 受 収 益	7,738	6,422	5,918 ○
払 戻 未 済 金	24	—	237
資 産 除 去 債 務	3,005	—	—
そ の 他 の 負 債	88,463	105,559	110,842
賞 与 引 当 金	72,425	70,430	65,557
役 員 賞 与 引 当 金	7,505	8,541	7,364
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	122,755	137,069	117,878
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3,869	1,131	345
偶 発 損 失 引 当 金	11,844	16,413	17,693
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	139,275	139,275	142,817
債 務 保 証	—	723	670 ○
負 債 の 部 合 計	159,679,355	160,948,625	160,923,970
(純資産の部)			
出 資 金	1,150,338	1,153,823	1,160,284
普 通 出 資 金	1,150,338	1,153,823	1,160,284
利 益 剰 余 金	5,124,988	5,241,875	5,444,751
利 益 準 備 金	1,185,251	1,195,251	1,205,251
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,939,736	4,046,623	4,239,499
特 別 積 立 金	2,760,000	2,790,000	2,820,000
(うち目的積立金)	(550,000)	(580,000)	(610,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,179,736	1,256,623	1,419,499
組 合 員 勘 定 合 計	6,275,326	6,395,698	6,605,035 ○
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,330,964	△ 1,637,761	△ 2,304,504
土 地 再 評 価 差 額 金	359,562	359,562	356,020
評 価・換 算 差 額 等 合 計	△ 971,402	△ 1,278,199	△ 1,948,483
純 資 産 の 部 合 計	5,303,923	5,117,499	4,656,552
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	164,983,279	166,066,124	165,580,522

未決済為替借

他の金融機関あての為替取引等において、お客様からお預りした資金のうち、金融機関間の決済資金の未払い分です。

給付補填備金

該当年度末までに発生した、定期積金の給付補填金(利息相当額)の未払い分です。

未払法人税等

該当年度分の法人税・住民税・事業税の未払い分です。

前受収益

手形割引料などの前受収益のうち、翌年度以降の収益に該当する金額です。

債務保証

お客様の債務について、当組合が債務保証している金額です。

組合員勘定合計

組合員の皆様から出資いただいた出資金と、これまでに蓄えた利益との合計金額です。



財務諸表

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額

329,749千円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額

828,587千円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」により算出しております。

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は53,980千円であります。
- 形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～47年

その他 3年～20年

- 取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

5. 无形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減価後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が第一次の資産査定を実施し、当該部署から独立した融資部が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて自己査定委員会が最終監査を実施しております。

- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り扱い見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度は該当ありません。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 当組合は、確定拠出年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しております。当組合の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	249,416,168千円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033,412千円
差引額	38,382,756千円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(令和5年4月分～令和6年3月分) 0.501%

- (3) 補足説明

- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895,914千円及び財政上の剩余資金48,278,670千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間11年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金11,342千円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため「役員退職慰労金支給規程」に基づく期末要支給額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

13. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内訳が為替業務に基づくものがあります。

- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

14. 消費税及び地方消費税の会計処理
有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

15. 重要な会計上の見積り

貸倒引当金

(1)当事業年度に係る計算書類に計上した金額 745,944千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、6.に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者について実態的な財務内容、資金繰り、収益力等を総合的に判断した上で、個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業況により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、ローン事業に関する管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会・理事会を開催し、審議・報告を行っております。

②市場リスクの管理

i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応などの協議を行っております。

日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

ii) 働価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。総合企画部では、市場運用商品の購入に関する情報収集・管理を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、價格変動リスクの軽減を図っております。これららの情報は総合企画部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。

iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、有価証券、預け金、貸出金及び預金積金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲となるよう管理しております。当組合のVaRはモンテカルロ・シミュレーション法又は分散共分散法(保有期間65日、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和7年3月31日現在で当組合のリスク量は、全体で1,010,000千円です。ただし、VaRは統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等に関する事項においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び全信組連出資金等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表上額	時価	差額
(1)預け金(※1)	43,645,395	43,569,846	△75,549
(2)有価証券			
その他有価証券(※2)	16,786,143	16,786,143	-
(3)貸出金(※1)	100,850,265		
貸倒引当金(※3)	△745,944		
	100,104,320	100,020,761	△83,559
金融資産計	160,535,858	160,376,750	△159,108
(1)預金積金(※1)	160,355,152	160,004,111	△351,040
金融負債計	160,355,152	160,004,111	△351,040

(※1)預け金、貸出金、預金積金の時価は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2)その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は公表された相場価格、又は、取引金融機関等の第三者から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に關して市場参加者からリスクの対価を求めるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)市場価格のない株式等及び全信組連出資金等の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表上額
非上場株式(※1)	82,040
全信組連出資金等(※1)	628,164
合 計	710,205

(※1)非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下、20.まで同じであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保目的債券に区分した有価証券はありません。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4)その他有価証券で時価のあるものは以下のとおりであります。

【貸借対照表上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表上額	取得原価	差 额
債券	- 千円	- 千円	- 千円
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	283,186	260,057	23,129
小 計	283,186	260,057	23,129

【貸借対照表上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表上額	取得原価	差 额
債券	9,910,509千円	10,882,172千円	△ 971,662千円
国 債	2,334,590	2,484,076	△ 149,486
地 方 債	1,742,017	2,134,371	△ 392,354
社 債	5,833,902	6,263,724	△ 429,821
そ の 他	6,592,446	7,948,417	△ 1,355,970
小 計	16,502,956	18,830,589	△ 2,327,633
合 計	16,786,143	19,090,647	△ 2,304,504

19. 当事業年度中に売却したその他の有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
2,534,043千円	56,195千円	1,970千円

20. その他の有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

債券	1年以内 5年以内	1年超 10年以内	5年超 10年超	
国 債	1,295,500千円	398,320千円	94,000千円	546,770千円
地 方 債	-	-	-	1,742,017
社 債	-	1,535,590	921,260	3,377,052
そ の 他	-	480,423	613,613	178,830
合 計	1,295,500	2,414,333	1,628,873	5,844,669

21. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用

貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	666,816千円
危険債権額	1,918,111千円
三月以上延滞債権額	-千円
貸出条件緩和債権額	75,123千円
合計額	2,660,052千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、195,806千円であります。

23. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は18,143,737千円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件に取り消し可能なものです。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが、必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。また、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めてある当組合内手続きに基づいて顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 1,551,160千円

25. 理事及び監事に対する金銭債務総額 164,298千円

26. 理事及び監事に対する金銭債務総額 -千円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	168,208千円
その他の有価証券評価差額金	659,779
有価証券償却否認額	20,942
役員退職慰労引当金繰入超過額	33,748
賞与引当金繰入超過額	18,303
減価償却超過額	10,283
繰延消費税額等に係る超過額	7,899
その他	13,216
繰延税金資産小計	932,381
評価性引当額	△838,610
繰延税金資産合計	93,771

28. 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことにより、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.92%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.63%となります。なお、当該変更による当組合の業績に与える影響は軽微であります。

29. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預 け 金	1,500,000千円
担保資産に対応する債務	借 用 金	-千円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引等のために預け金1,551,520千円を担保として提供しております。

30. 出資1口当たりの純資産額 2,006円64銭



財務諸表

損益計算書*

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
経 常 収 益	2,031,142	2,267,191	2,191,545	
資金運用収益				
● 資金運用収益	1,756,434	1,859,482	1,926,636	
貸出金、預け金、有価証券などの利息や配当金による収益の額です。	貸出金利息 預け金利息 有価証券利息配当金 その他の受入利息	1,204,832 69,836 433,924 47,840	1,493,809 49,005 276,130 40,537	1,717,396 77,283 104,796 27,160
役務取引等収益				
● 役務取引等収益	169,332	188,310	160,297	
振込や国債、投資信託などの手数料による収益です。	受入為替手数料 その他の役務収益	56,320 113,012	54,776 133,533	54,141 106,156
その他業務収益				
● その他業務収益	15,503	137,469	98,466	
主に債券などの取引による収益です。	国債等債券売却益 その他の業務収益 その他経常収益	5,189 10,313 89,872	98,180 39,288 81,929	51,354 47,111 6,145
償却債権取立益				
● 債却債権取立益	3,172	402	417	
過年度に貸倒れとして損金処理した貸出金や利息を回収した額です。	株式等売却益 その他の経常収益	74,000 12,391	14,812 3,168	4,840 886
経常費用	1,923,209	2,015,957	1,969,874	
資金調達費用				
● 資金調達費用	8,638	8,235	93,936	
主に、お客様へお支払いした預金の利息や定期積金の給付補填金(利息相当分)です。	預金利息 給付補填金繰入額	8,251 386	7,961 273	93,162 773
役務取引等費用				
● 役務取引等費用	78,422	145,095	161,168	
組合が支払った、為替手数料や貸出金に係る保証料などの額です。	支払為替手数料 その他の役務費用	17,574 60,847	17,485 127,610	17,244 143,923
その他業務費用				
● その他業務費用	228,277	99,819	4,124	
主に債券などの取引による損失です。	外国為替売買損 国債等債券売却損 国債等債券償却 その他の業務費用	— 176,734 51,200 343	7,352 41,048 51,060 359	— 1,970 — 2,154
経常費用	1,560,712	1,716,419	1,650,167	
人 件 費	944,871	963,720	947,670	
物 件 費	550,405	640,545	630,327	
税 金	65,435	112,154	72,169	
その他の経常費用	47,159	46,387	60,477	
貸倒引当金繰入額 貸出金償却 株式等売却損 その他資産償却 その他の経常費用	— — 30,025 843 16,290	— 203 10,256 840 35,087	50,475 3,812 — 826 5,362	
経常利益	107,933	251,233	221,671	

損益計算書*

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特 別 利 益	885	—	—
固 定 資 産 処 分 益	885	—	—
特 別 損 失	17,434	24,224	13,966
固 定 資 産 処 分 損	17,434	3,450	10,248
減 損 損 失	—	20,774	3,717
税 引 前 当 期 純 利 益	91,384	227,009	207,705
法人税、住民税及び事業税	27,393	18,804	25,331
法 人 税 等 調 整 額	△ 47,197	57,421	△ 43,177
法 人 税 等 合 計	△ 19,804	76,225	△ 17,846
当 期 純 利 益	111,189	150,783	225,551
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	1,172,372	1,105,840	1,193,948
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	△ 103,825	—	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,179,736	1,256,623	1,419,499

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 97円39銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、160,297千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 当組合は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
葛飾区内	営業用店舗一か所	その他の有形固定資産	3,717
合計			3,717

営業用店舗については、原則、管理会計上の最小区分である営業店(本店および各支店)単位をグルーピング単位としております。本部(厚生施設等を含む)については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当事業年度において収益性が継続して低下した営業用店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3,717千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっております。

剰余金処分計算書*

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,179,736	1,256,623	1,419,499
計	1,179,736	1,256,623	1,419,499
剰 余 金 処 分 額	73,896	62,675	62,687
利 益 準 備 金	10,000	10,000	10,000
出 資 に 対 す る 配 当	(年3%の割合) 33,896	(年2%の割合) 22,675	(年2%の割合) 22,687
特 別 積 立 金	30,000	30,000	30,000
(うち経営基盤強化目的積立金)	(30,000)	(30,000)	(30,000)
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	1,105,840	1,193,948	1,356,812

特別利益

非経常的な利益の額です。

特別損失

非経常的な損失の額です。

法人税等調整額

税効果会計の適用により計上される、法人税、住民税、事業税の調整額です。

当期末処分剰余金

「当期純利益」と「繰越金(当期首残高)」との合計額です。

利益準備金



資料：主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務純益等*

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	1,747	1,851	1,832
資金運用収益	1,756	1,859	1,926
資金調達費用	8	8	93
役務取引等収支	90	43	0
役務取引等収益	169	188	160
役務取引等費用	78	145	161
その他の業務収支	△212	37	94
その他業務収益	15	137	98
その他業務費用	228	99	4
業務粗利益	1,625	1,932	1,926
業務粗利益率	0.97%	1.18%	1.17%
業務純益	85	238	301
実質業務純益	85	239	296
コア業務純益	308	239	247
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	308	275	399

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100

2. 業務純益 = 業務収益 - 業務費用

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等*

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定			
平均残高	166,292	162,652	163,837
利 息	1,756	1,859	1,926
利回り	1.05%	1.14%	1.17%
うち貸出金	70,130	89,906	99,871
利 息	1,204	1,493	1,717
利回り	1.71%	1.66%	1.71%
うち預け金※	61,274	48,748	44,222
利 息	69	49	77
利回り	0.11%	0.10%	0.17%
うち有価証券	32,583	23,190	18,737
利 息	433	276	104
利回り	1.32%	1.19%	0.55%
資金調達勘定			
平均残高	162,977	159,568	160,617
利 息	8	8	93
利回り	0.00%	0.00%	0.05%
うち預金積金	159,594	159,568	160,617
利 息	8	8	93
利回り	0.00%	0.00%	0.05%
うち譲渡性預金	—	—	—
利 息	—	—	—
利回り	—	—	—
うち借用金	3,383	—	—
利 息	△3	—	—
利回り	△0.10%	—	—

※無利息分は除いています。

総資金利鞘等*

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金運用利回り(a)	1.05%	1.14%	1.17%
資金調達原価率(b)	0.95%	1.06%	1.07%
総資金利鞘(a-b)	0.10%	0.08%	0.10%

受取利息及び支払利息の増減*

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	72	103	67
支払利息の増減	△6	0	85

総資産経常利益率*

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.06%	0.15%	0.13%

総資産当期純利益率*

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総資産当期純利益率	0.06%	0.09%	0.13%

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国債等債券売却益	5	98	51
その他の業務収益	10	39	47
その他業務収益合計	15	137	98

経費の内訳

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	944	963	947
報酬給料手当	754	776	767
退職給付費用	46	47	47
その他の他	143	139	132
物件費	550	640	630
事務費	296	361	353
固定資産費	79	91	77
事業費	37	52	49
人事厚生費	12	14	15
減価償却費	101	97	111
その他の他	23	23	23
税金	65	112	72
経費合計	1,560	1,716	1,650



資料：預金積金に関する指標

預金種目別平均残高*

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
流动性預金	82,670	51.8%	85,119	53.3%	86,491	53.8%
定期性預金 (うち定期積金)	76,322 4,601	47.8% (2.9%)	73,909 4,402	46.3% (2.8%)	73,596 3,959	45.8% (2.5%)
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他の預金	600	0.4%	539	0.3%	530	0.3%
合計	159,594	100.0%	159,568	100.0%	160,617	100.0%

(注)「その他の預金」は、別段預金と納税準備預金を集計しております。

預金科目別残高

(単位:百万円)

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	2,846	1.7%	3,072	1.9%	2,486	1.5%
普通預金	80,189	50.3%	81,978	51.1%	83,573	52.1%
貯蓄預金	766	0.4%	716	0.4%	682	0.4%
通知預金	—	—	1	0.0%	1	0.0%
定期預金	69,752	43.8%	69,988	43.6%	68,996	43.0%
定期積金	4,482	2.8%	4,140	2.5%	3,785	2.3%
その他の預金	1,123	0.7%	469	0.2%	828	0.5%
合計	159,160	100.0%	160,366	100.0%	160,355	100.0%
うち組合員預金	128,020	80.4%	128,988	80.4%	129,658	80.8%
うち組合員外預金	31,140	19.5%	31,378	19.5%	30,696	19.1%

(注)「その他の預金」は、別段預金と納税準備預金を集計しております。

預金者別預金残高

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
個人	140,338	88.1%	141,165	88.0%	141,814	88.4%
法人	18,822	11.8%	19,201	11.9%	18,540	11.5%
一般法人	18,476	11.6%	18,884	11.7%	18,245	11.3%
金融機関	59	0.0%	45	0.0%	131	0.0%
公金	287	0.1%	272	0.1%	164	0.1%
合計	159,160	100.0%	160,366	100.0%	160,355	100.0%

定期預金種類別残高*

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
固定利率定期預金	68,595	98.3%	68,890	98.4%	67,976	98.5%
積立定期預金	340	0.4%	336	0.4%	342	0.5%
期日指定定期預金	808	1.1%	753	1.0%	667	0.9%
変動利率定期預金	9	0.0%	9	0.0%	9	0.0%
合計	69,752	100.0%	69,988	100.0%	68,996	100.0%

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般財形	—	—	—
形年金	—	—	—
財形住宅	—	—	—

※ 構成比につきましては、原則、表示単位未満を切り捨てしているため、その合計が100%に満たない場合がございます。



資料：貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高*

(単位：百万円)

科 目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	350	0.5%	338	0.4%	285	0.3%
手形貸付	1,129	1.6%	1,075	1.2%	1,001	1.0%
証書貸付	68,181	97.2%	88,045	97.9%	98,156	98.3%
当座貸越	468	0.7%	447	0.5%	427	0.4%
合計	70,130	100.0%	89,906	100.0%	99,871	100.0%

貸出金科目別残高及び固定金利、変動金利の区分別残高*

(単位：百万円)

科 目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
割引手形	331	0.4%	322	0.3%	195	0.2%
手形貸付	1,197	1.5%	1,063	1.1%	1,048	1.0%
証書貸付	79,345	97.5%	96,004	98.1%	99,003	98.2%
固定金利	15,831	20.0%	19,698	20.5%	22,650	22.9%
変動金利	63,513	80.0%	76,306	79.5%	76,353	77.1%
当座貸越	468	0.6%	436	0.4%	602	0.6%
固定金利	64	13.7%	65	14.9%	257	42.7%
変動金利	403	86.1%	370	84.9%	345	57.3%
合計	81,343	100.0%	97,827	100.0%	100,850	100.0%
うち組合員貸出	77,869	95.7%	94,539	96.6%	97,643	96.8%
うち組合員外貸出	3,473	4.3%	3,287	3.4%	3,206	3.2%

貸出金担保別残高*

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当組合預金積金	593	0.7%	550	0.5%	581	0.5%
有価証券	12	0.0%	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—
不動産	48,059	59.1%	48,127	49.1%	47,617	47.2%
その他	—	—	—	—	—	—
小計	48,664	59.8%	48,677	49.7%	48,199	47.7%
信用保証協会・信用保険	9,484	11.7%	8,959	9.1%	8,065	7.9%
保証	17,896	22.0%	35,284	36.0%	39,708	39.3%
信用	5,298	6.5%	4,906	5.0%	4,876	4.8%
合計	81,343	100.0%	97,827	100.0%	100,850	100.0%

貸出金使途別残高*

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
設備資金	28,866	35.4%	28,759	29.4%	26,942	26.7%
運転資金	18,098	22.2%	17,080	17.4%	16,419	16.2%
国・地方公共団体等	1,724	2.1%	1,656	1.6%	1,587	1.5%
個人(住宅・消費・納税資金等)	32,652	40.1%	50,331	51.4%	55,900	55.4%
合計	81,343	100.0%	97,827	100.0%	100,850	100.0%



資料：貸出金等に関する指標

貸出金業種別残高・構成比*

(単位:百万円)

区分	令和4年度末		令和5年度末		令和6年度末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
製造業	6,061	7.5%	5,493	5.6%	4,970	4.9%
農業、林業	61	0.1%	51	0.1%	84	0.1%
漁業	—	—	—	—	1	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	7,208	8.9%	7,507	7.7%	7,399	7.3%
電気、ガス、熱供給、水道業	21	0.0%	16	0.0%	31	0.0%
情報通信業	63	0.1%	47	0.0%	38	0.0%
運輸業、郵便業	865	1.1%	855	0.9%	682	0.7%
卸売業、小売業	2,901	3.6%	2,695	2.8%	2,600	2.6%
金融業、保険業	1,519	1.9%	1,512	1.5%	1,510	1.5%
不動産業	22,380	27.5%	21,999	22.5%	20,296	20.1%
物品貸業	22	0.0%	26	0.0%	20	0.0%
学術研究・専門・技術サービス業	304	0.4%	303	0.3%	241	0.2%
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	425	0.5%	451	0.5%	475	0.5%
生活関連サービス業、娯楽業	1,677	2.1%	1,510	1.5%	1,482	1.5%
教育、学習支援業	23	0.0%	20	0.0%	15	0.0%
医療、福祉	485	0.6%	416	0.4%	453	0.4%
その他のサービス	2,244	2.8%	2,215	2.3%	2,365	2.3%
その他の産業	699	0.9%	715	0.7%	691	0.7%
小計	46,965	57.7%	45,839	46.9%	43,362	43.0%
国・地方公共団体等	1,724	2.1%	1,656	1.7%	1,587	1.6%
個人(住宅・消費・納税資金等)	32,652	40.1%	50,331	51.4%	55,900	55.4%
合計	81,343	100.0%	97,827	100.0%	100,850	100.0%

(注) 1. 本表の構成比につきましては、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その合計が100%を超えることがあります。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、平成23年度に業種実態の調査を行っております。

債務保証見返の担保別内訳*

(単位:百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
当組合預金積金	—	—	—
不動産	—	—	—
小計	—	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—
信用	—	0	0
合計	—	0	0

消費者ローン、住宅ローン残高

(単位:百万円)

項目	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
消費者ローン	764	764	801
住宅ローン	24,218	41,001	44,966
合計	24,982	41,766	45,767

預貸率の期末値及び期中平均値*

項目	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
期末	51.10%	61.00%	62.89%
平均	43.94%	56.34%	62.18%

(任意開示項目)

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
全国信用協同組合連合会	—	—	—
株式会社日本政策金融公庫	47	39	33
独立行政法人住宅金融支援機構	45	40	31
独立行政法人福祉医療機構	0	0	—
合計	93	80	64

* 構成比につきましては、原則、表示単位未満を切り捨てしているため、その合計が100%に満たない場合がございます。



資料：有価証券に関する指標

商品有価証券種類別平均残高*

*商品有価証券はございません。

有価証券種類別平均残高*

(単位：百万円)

区分	令和4年度末		令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債	917	2.8%	787	3.3%	1,304	6.9%
地方債	2,601	7.9%	2,542	10.9%	2,174	11.6%
社債	15,335	47.0%	9,309	40.1%	6,514	34.7%
株式	326	1.0%	258	1.1%	81	0.4%
外国証券	2,735	8.3%	2,095	9.0%	1,380	7.3%
その他の証券	10,667	32.7%	8,197	35.3%	7,281	38.8%
合計	32,583	100.0%	23,190	100.0%	18,737	100.0%

有価証券の種類別残存期間別の残高*

(単位：百万円)

区分	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超		期間の定めのないもの		合計	
	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
国債	—	1,295	—	398	97	94	604	546	—	—	702	2,334
地方債	—	—	206	—	107	—	1,964	1,742	—	—	2,279	1,742
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	201	—	1,372	1,535	1,671	921	4,089	3,377	—	—	7,335	5,833
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	81	82	81	82
外国証券	—	—	590	480	807	613	186	178	—	—	1,584	1,272
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	6,663	5,602	6,663	5,602
合計	201	1,295	2,170	2,414	2,683	1,628	6,846	5,844	6,744	5,684	18,645	16,868

預証率の期末値及び期中平均値

項目	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
期末	18.13%	11.62%	10.51%
期中平均	20.41%	14.53%	11.66%

有価証券の時価等*

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	令和5年度末			令和6年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
その他有価証券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—
		債券	1,136	1,105	30	—	—
		国債	—	—	—	—	—
		地方債	314	305	8	—	—
		社債	821	800	21	—	—
		その他	640	603	36	283	260
		小計	1,776	1,708	67	283	260
		株式	—	—	—	—	—
		債券	9,180	9,782	△ 601	9,180	9,782
		国債	702	788	△ 86	2,334	2,484
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	地方債	1,964	2,210	△ 245	1,742	2,134
		社債	6,513	6,783	△ 269	5,833	6,263
		その他	7,607	8,711	△ 1,103	6,592	7,948
		小計	16,788	18,493	△ 1,705	16,502	18,830
合計		18,564	20,202	△ 1,637	16,786	19,090	△ 2,327

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公債、金融債、事業債が含まれます。

4. 非上場株式及び全信組連出資金等は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの*

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はございません。

市場価格のない株式等及び組合出資金*

(単位：百万円)

項目	令和5年度末		令和6年度末	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式	81		82	
全国信用協同組合連合会出資金	628		628	
その他の出資金	0		0	
合計	709		710	

(注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 組合出資金(全信組連出資金等)は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。



資料：その他の業務等

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	146,027	77,614	145,538	81,190	143,477
	他の金融機関から	185,240	83,915	191,958	88,097	193,057
代金取立	他の金融機関向け	403	278	—	—	—
	他の金融機関から	1,081	1,750	—	—	2
						11

公共債引受額

(単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
合計	—	—	—

公共債窓販実績

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国債・その他公共債	494	681	990

投資信託残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
投資信託残高	733	861	947



資料：報酬体系について、財務諸表の適正性等確認書、会計監査人の名称、監事監査報告書

報酬体系について*

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員（使用人兼務役員の使用人としての報酬等を除く）及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。（直近では、第59期通常総代会（平成23年6月）において決定しております。）そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期など

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)	
区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	102

注1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含みます。）。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」80百万円、「賞与」9百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除きます。）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

注3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はございません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、当年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。注2.「同等額」は、当年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注2. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自組合の利益を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

注3. 当組合には、連結子法人等はございません。

財務諸表の適正性等確認書

<p>私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。</p> <p style="text-align: center;">令和7年6月24日</p> <p style="text-align: center;">青和信用組合</p> <p style="text-align: center;">理事長 堀澤 等</p>	
---	--

会計監査人の名称

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第73期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書について、みのり監査法人の監査を受けております。

監事監査報告書

<p style="text-align: center;">監査報告書</p> <p>私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第73期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。</p> <p>1. 監査の方法及びその内容</p> <p>各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方針で監査を実施しました。</p> <p>① 理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（会計会審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。</p> <p>② 会計監査人の独立の立場を保持しながら、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（会計会審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。</p> <p>以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。</p> <p>2. 監査の結果</p> <p>(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果</p> <p>① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。</p> <p>② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。</p> <p>(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果</p> <p>会計監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。</p> <p style="text-align: center;">令和7年5月21日</p> <p style="text-align: center;">青和信用組合</p> <p style="text-align: right;">常勤監事 青木洋  監事 白井寿一 </p> <p style="text-align: center;">(注) 監事白井寿一は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。</p>
--

法令等遵守（コンプライアンス）について*

法令等の遵守は、事業経営の基本であり、金融機関としての社会的責任と公共的使命を鑑みて、法令等を遵守した誠実かつ公正な業務運営と、常にコンプライアンスを意識した業務の遂行を行行動基準として取り組んでおります。

本部には、法務室とコンプライアンスの統括部署を設置し、営業店には「コンプライアンス責任者やコンプライアンス担当者」を配するなど、管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンスプログラムの実施により、法令等遵守の企業風土の醸成に努めております。

金融商品勧誘方針

(平成19年12月改定)

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ります。

- 1 当組合は、お客様のニーズに合わせた勧誘を行ないます。**
当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況等に照らして、金融商品の勧誘を行ないます。
- 2 当組合は、お客様に正確な説明をいたします。**
当組合は、金融商品の勧誘を行なう場合には、そのしくみや元本割れの可能性などについて、正確な説明を行ないます。
- 3 当組合は、強引かつ無理な勧誘はいたしません。**
当組合は、金融商品の選択・購入については、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。
- 4 当組合は、お客様に適切なアドバイスを心掛けます。**
当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実のことを断定的に申し上げたり、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 5 当組合は、お客様にご迷惑をおかけしない勧誘を行ないます。**
当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行ないません。

クレジットポリシー

(平成26年2月改定)

当組合の经营理念、経営方針を踏まえ、下記を基本方針として融資業務を行ないます。

- 1 「協同組合による金融事業に関する法律」は勿論のこと、関連する法令や社内規程等を遵守し、社会規範にもとることのない、誠実かつ公正な融資を行ないます。**
- 2 限定地域内の中小零細企業と個人のお客様を対象として、地域社会の発展につながる融資を心がけ、うるおいのある豊かな地域社会づくりに努めます。**
- 3 過度の担保や保証に頼ることなく、申込人の信用力、資金使途の妥当性、返済能力などの十分な調査を行ない、融資の健全性と適切性の確保に努めます。**
なお、事業にかかる融資に際しては、原則として経営者以外の第三者の個人を保証人として求めません。
また、経営者保証を求める場合は、「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し遵守します。
- 4 リスク・リターンを踏まえたうえで、適正で安定的な収益を確保できる融資を心がけるとともに、長期的視点で与信判断を行ないます。**
- 5 資産の自己査定を厳格に実施し、適切な償却・引当を実施するとともに、自己査定結果に基づくお客様の課題を共有し、一緒になって課題解決に取り組みます。**
- 6 貸出資産が特定の業種や特定先などに偏らない様に、ポートフォリオ管理を的確に実施し、バランスのとれた資金運用に努めます。**

反社会的勢力に対する基本方針

(平成21年6月制定)

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次の基本方針を定め、これを遵守します。

- 1 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保するとともに、組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。**
- 2 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。**
- 3 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。**
- 4 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。**
- 5 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事業を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行ないません。**

お客様本位の業務運営に関する取組方針

(平成30年4月制定)

当組合は地域社会（お客様）の利益最優先を唯一の行動方針に掲げ、すべての役職員がお客様本位の業務運営を実現できるよう以下の取組を実施してまいります。

- 1 お客様の最善の利益の追求**
お客様から信頼される社会常識と倫理感覚を保持するとともに、常にお客様のニーズや利益を重視し、お客様の立場に立って、誠実かつ公正に業務を行ないます。
- 2 利益相反の適切な管理**
お客様と当組合との間で利益相反が生じるおそれのある場合はその旨をお客様に明示するなど、お客様の正当な利益を確保するための適切な管理を行ないます。
- 3 手数料等の明確化**
お客様が負担する手数料等について、透明性の向上に努め、お客様にご理解いただけるよう分かりやすく丁寧にご説明いたします。
- 4 重要な情報の分かりやすい提供**
お客様が十分なご理解のもと、お客様ご自身の判断で金融商品を選択していただけるよう、金融商品・サービスのご提案や販売にあたって、分かりやすい情報提供を行ないます。
- 5 お客様にふさわしいサービスの提供**
お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況等に照らして、お客様にふさわしい金融商品・サービスをご提案いたします。
- 6 職員に対する適切な動機づけの枠組み等**
教育・研修や組合内コミュニケーションの活性化を通じて、お客様の利益最優先を意識して行動できるよう組合内の組織文化の醸成を図ります。

当組合のマネー・ローンダーリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダーリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- 1 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- 2 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。

- 3 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

個人情報保護宣言（令和7年4月改定）～抜粋～

当組合では、個人情報保護及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密性を保ちます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1.個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

【業務内容】

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ②投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事務管理のため
- ⑬組合員資格の確認及び管理のため
- ⑭その他、お客さまとのお取引を適かつ円滑に履行するため

【個人番号の利用目的】

- (1) お客さま（当組合の個人のお客さまをいいます。以下同じ）に係る事務
 - ①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑤国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務

- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- ⑧預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査及び滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- ⑨預金口座番に関する事務
- ⑩公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
- ⑪災害時及び相続時ににおける預貯金口座の情報提供に関する事務
- ⑫本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
- (2) 役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務
 - ①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ②健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ③雇用保険届出事務
 - ④国民年金の第3号被保険者の届出事務
 - ⑤財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
- (3) お客さま及び役職員等以外の個人に係る事務
 - ①報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ②不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

～＜中略＞～

7.お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1) 開示のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

- (2) 訂正等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

- (3) 利用停止等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

- (4) ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまよりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

- なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細及びご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8.ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下のお問合せ先にお申出ください。

青和信用組合

住所 〒125-0054 東京都葛飾区高砂3丁目12番2号
代表理事 堀澤 等

【お問合せ先】

本部・営業推進部 TEL 03-3658-1115
受付時間：平日9時から17時

以上

※1ホームページおよび店頭にて公表しております。



資料：当組合の組織概要*

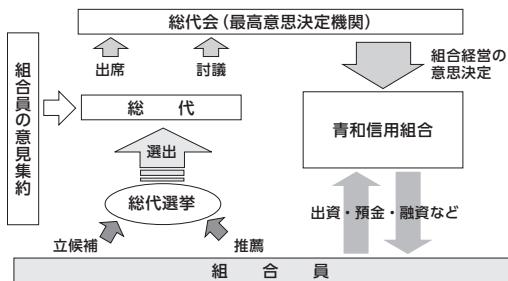
1. 総代会の仕組み(役割)

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて組合員及び利用者の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営され、組合員の総意を適切に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剩余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議を行います。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

当組合は地区（選挙区）を5つの区分に分け、総代の選出を行っており、定数は100人以上110人以内となっております。また、総代の任期は3年となっております。

■ 総代選挙規程

(目的)

第1条 当組合の総代選挙は、定款の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(選挙)

第2条 総代は、選挙区毎にその選挙区に所属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、選記式無記名投票によって行う。

3 総代の選挙は、任期満了日の前30日以内に行う。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、第8条第4項に定める日において組合員名簿に登録されている者とする。

2 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権のできない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終るまでの者又はその執行を受けること

がなくなるまでの者

(総代の定数、選挙区及びその定数)

第4条 総代の定数は100人以上110人以内とする。

2 総代の選挙区及び選挙区毎の定数は、別表のとおりとする。

(選挙区毎の選挙すべき総代の数)

第5条 選挙区毎の選挙すべき総代の数は、第4条で定める範囲内において理事会で定める。

(公告方法)

第6条 公告は、当組合の事務所の店頭に掲示して行う。

(選挙の公告と周知)

第7条 選挙長は、選挙期日の30日前までに、以下の事項について公告するとともに、選挙人名簿の確定後直ちにその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(1) 選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数

(2) 候補者の届出の受付期間及び受付方法

(3) 選挙期日

(4) 投票の開始及び終了の時間

(5) 投票すべき場所

(6) 選挙人名簿の縦覧期間・閲覧時間・場所

(7) 選挙長・地区選挙管理人（以下「選挙管理人」という。）及び選挙立会人（以下「選挙立会人」という。）の氏名

(8) その他当組合が必要認めた事項

2 選挙長が必要あると認めるときは、選挙区毎に選挙期日を異にすることができます。

3 選挙長は、やむを得ない事由があると認めるときは、第1項各号に定める事項を変更することができる。この場合においては、その旨を速やかに公告する。

(選挙人名簿)

第8条 選挙人名簿は、選挙長があらかじめ選挙区毎に作成する。

- 2 選挙長は第7条第1項の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の縦覧に供するものとする。
- 3 選挙人名簿に登録されていない組合員は、選挙人名簿の確定の時まで、選挙長に対して、選挙人名簿への登録を求めることができる。ただし、選挙長は、正当な理由がある場合は、当該組合員につき、選挙人名簿の確定後であっても、選挙人名簿への登録を認めることができる。
- 4 前項の選挙人名簿は、選挙期日の25日前に確定する。
- 5 選挙人名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまで持分の譲渡の承諾を停止する。

(候補者の届出)

第9条 総代に立候補しようとする者は、選挙期日の20日前までに組合所定の届出書を選挙長又は選挙管理人に届け出て、これを行う。

- 2 選挙人名簿に登録された組合員が他の組合員を総代の候補者にしようとするときは、本人の承諾を経て前項の期日までに推薦する旨を選挙長又は選挙管理人に届け出なければならない。
- 3 前二項により届けられた者を候補者とする。
- 4 選挙管理人が第1項の立候補届又は第2項の推薦届を受理した場合、選挙管理人は、当該立候補届及び推薦届を遅滞なく選挙長に提出する。

(候補者の公告)

第10条 選挙長は、選挙期日の15日前までに、次の事項を速やかに公告する。

- (1) 理事会の定めた選挙期日及び場所
 - (2) 理事会の定めた選挙すべき総代の選挙区及び総代の数
 - (3) 立候補者の属性（氏名・年齢・性別等）
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 前項の公告後やむを得ない事由によりその公告事項に変更が生じたときは、選挙長はその旨を公告する。

～<中略>～

(補充の選挙)

第33条 候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代の数に満たないときは、届け出た候補者をもって当選人と定め、不足数については遅滞なく補充の選挙を行わなければならない。当選人の数がその選挙区において選挙すべき総代の数に不足し、又は不足することになったときは、不足数についても同様とする。

(補欠の選挙)

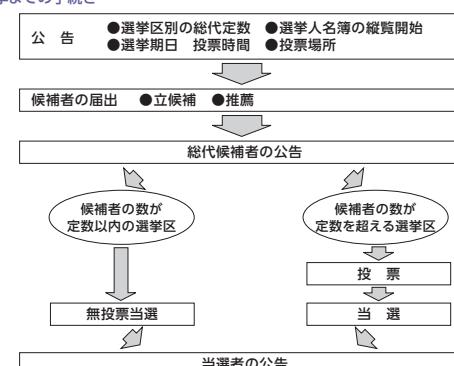
第34条 総代の定数に不足を生じたときは、組合は遅滞なく補欠選挙を行う。

- 2 補欠の選挙は選挙された総代の数に欠員の生じた選挙区において行う。

(細則)

第35条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規程に定めがない事項の取り扱いは理事会が決定する。

■ 総代選挙までの手続き



3. 総代会の決議事項

第73期通常総代会が、令和7年6月23日午後5時より、開催されました。当日は総代110名のうち、出席109名（うち、委任状による代理出席26名）のもと行われ、全議案が可決・承認されました。



[議決事項]

- 第1号議案 第73期（令和6年4月1日～令和7年3月31日まで）
剩余金処分（案）、承認の件
- 第2号議案 第74期（令和7年4月1日～令和8年3月31日まで）
事業計画書及び収支予算書（案）、承認の件
- 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

4. 総代氏名

(令和7年6月23日現在)

(50音順) (敬称略)

第2区

坂	黒	柏	大	野	山	矢	星	星	藤	富	戸	登	竹	瀬	関	根	根	根	鈴	鈴	杉	白	塙	佐	桑	黒	神	神	小	薄	樺	石	雨						
本	田	木	喜	作	野	野	野	井	澤	井	張	崎	辺	中	戸	根	根	根	木	木	浦	井	田	野	原	田	谷	谷	川	井	村	橋	宮						
先	悦	恒	満	雄	一	裕	雅	尚	邦	仁	葉	雅	華	英	康	幸	政	義	庄	二	榮	一	仁	恭	光	俊	智	慶	眞	茂	尚	豊	利	孝	功	宏	元	良	一
(4)	(4)	(1)	(1)	(1)	(7)	(*)	(8)	(1)	(5)	(2)	(1)	(2)	(3)	(7)	(7)	(3)	(5)	(2)	(3)	(2)	(3)	(5)	(2)	(3)	(2)	(1)	(6)	(5)	(1)	(3)	(7)	(7)	(7)	(5)	(6)	(2)	(3)	(*)	(7)

第1区

坂	黒	柏	大	野	山	矢	星	星	藤	富	戸	登	竹	瀬	關	根	根	根	鈴	鈴	杉	白	塙	佐	桑	黒	神	神	小	薄	樺	石	雨						
本	田	木	喜	作	野	野	野	井	澤	井	張	崎	辺	中	戸	根	根	根	木	木	浦	井	田	野	原	田	谷	谷	川	井	村	橋	宮						
先	悦	恒	満	雄	一	裕	雅	尚	邦	仁	葉	雅	華	英	康	幸	政	義	庄	二	榮	一	仁	恭	光	俊	智	慶	眞	茂	尚	豊	利	孝	功	宏	元	良	一
(4)	(4)	(1)	(1)	(1)	(7)	(*)	(8)	(1)	(5)	(2)	(1)	(2)	(3)	(7)	(7)	(3)	(5)	(2)	(3)	(2)	(1)	(6)	(5)	(1)	(3)	(7)	(7)	(7)	(5)	(6)	(2)	(3)	(*)	(7)					

第3区

渡	吉	山	山	勝	岡	青	吉	吉	長	土	屋	鈴	清	水	櫻	斎	藤	井	山	山	新	村	長	倉	月	田	杉	杉	風	巻	石	川	會	田	山	牧	野	田	邊	田	中	関	口	鈴									
立	博	芳	嘉	宏	清	薦	裕	政	和	文	康	勉	宏	悦	總	利	記	栄	達	浩	幸	芳	一	孝	俊	也	正	樹	力	雄	英	樹	茂	男	一	義	裕	理	光	造	芳	克	己	幸	實	次	郎	若	信	武	一	保	博
(4)	(6)	(3)	(7)	(9)	(*)	(5)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(5)	(1)	(2)	(3)	(3)	(1)	(9)	(5)	(2)	(4)	(8)	(7)	(4)	(8)	(2)	(7)	(5)	(4)	(8)	(7)	(6)	(5)	(*)	(7)												

第5区

三	野	尻	野	尻	中	鳥	鳥	曾	白	唐	松	岡	大	澤	市	江	山	崎	富	田	馬	鈴	陣	塙	北	金	白	石	石	石	石	井	鈴	木	齊	藤	齊	藤	藤	谷												
茂	和	良	圭	子	利	夫	信	義	伸	広	弘	倫	武	一	孝	文	勝	治	正	憲	義	治	雄	喜	久	雄	富	美	雄	一	勤	太	朗	哲	司	裕	也	祐	行	博	一	克	美	秀	史	清	一	雄	純	哉	伸	夫
(5)	(*)	(1)	(1)	(5)	(4)	(1)	(9)	(5)	(4)	(3)	(*)	(1)	(9)	(5)	(4)	(3)	(*)	(1)	(9)	(5)	(1)	(6)	(2)	(5)	(*)	(3)	(8)	(4)	(4)	(3)	(4)	(*)	(4)	(1)	(7)	(3)	(3)	(4)	(6)	(4)	(1)	(2)										

第4区

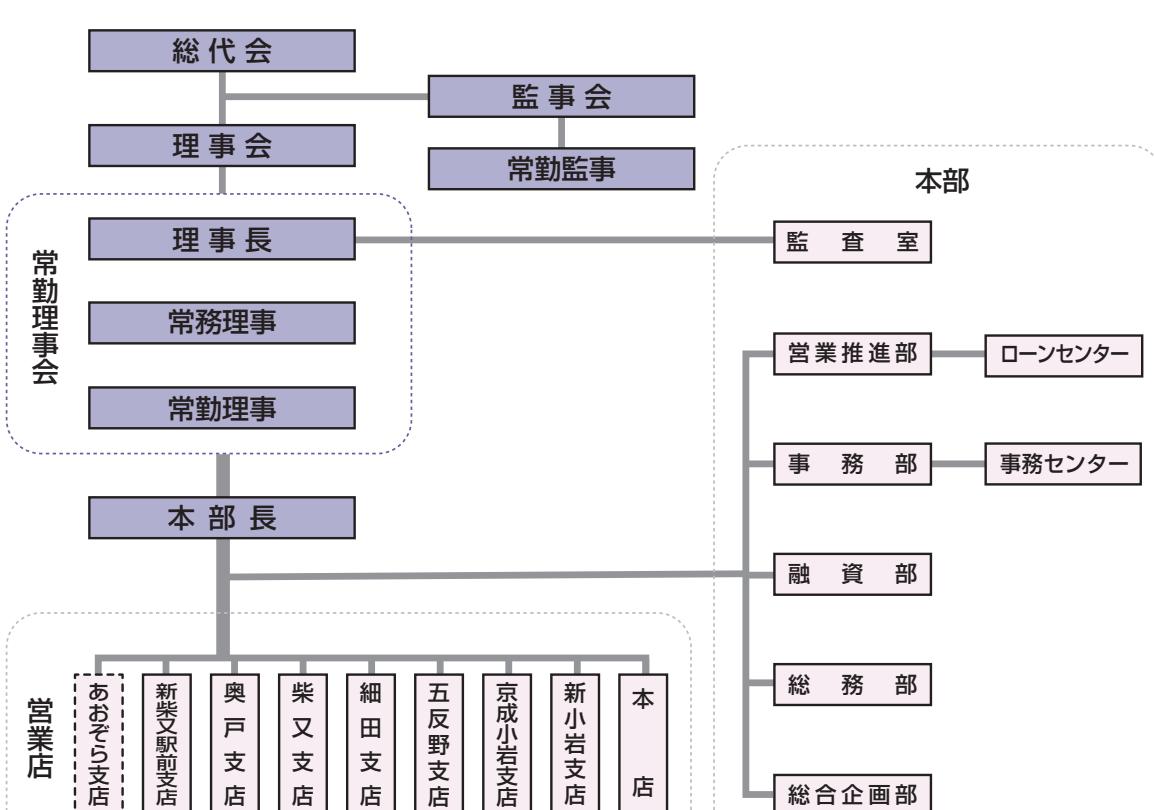
山	崎	喜	久	雄	富	美	雄	一	勤	太	朗	哲	司	裕	也	祐	行	金	田	白	倉	作	太	郎	哲	司	裕	也	祐	行	金	田	白	倉	作	太	郎	哲	司	裕	也	祐	行									
中	村	田	邊	村	中	島	島	根	谷	田	邊	村	中	島	島	根	谷	田	邊	村	中	島	島	根	谷	田	邊	村	中	島	島	根	谷	田	邊	村	中	島	島	根	谷											
茂	和	良	圭	子	利	夫	信	義	伸	広	弘	倫	武	一	孝	文	勝	治	正	憲	義	治	雄	喜	久	雄	富	美	雄	一	勤	太	朗	哲	司	裕	也	祐	行	金	田	白	倉	作	太	郎	哲	司	裕	也	祐	行

第3区

中	村	田	邊	村	中	島	島	根	谷	田	邊	村	中	島	島	根	谷	田	邊	村	中	島	島	根	谷	田	邊	村	中	島	島	根	谷	田	邊	村	中	島	島	根	谷											
茂	和	良	圭	子	利	夫	信	義	伸	広	弘	倫	武	一	孝	文	勝	治	正	憲	義	治	雄	喜	久	雄	富	美	雄	一	勤	太	朗	哲	司	裕	也	祐	行	金	田	白	倉	作	太	郎	哲	司	裕	也	祐	行
(5)	(*)	(1)	(1)	(5)	(4)	(1)	(9)	(5)	(4)	(3)	(*)	(1)	(9)	(5)	(4)	(3)	(*)	(1)	(9)	(5)	(1)	(6)	(2)	(5)	(*)	(3)	(8)	(4)	(4)	(3)	(4)	(*)	(4)	(1)	(7)	(3)	(3)	(4)	(6)	(4)	(1)	(2)										

事業の組織図*

(令和7年7月現在)



理事および監事の氏名*

(令和7年7月現在)

理事長	堀	澤	等	理事	山	勝	嘉	宏
常務理事	今	野	敏	理事	町	山	芳	(*)
常務理事	塙	幸	昭	常勤監事	川	原	夫	徹
常勤理事	秋	敦	健	員外監事	白	井	寿	一
常勤理事	島	村	一	員外監事	木	村	光	義

◆当組合は、職員出身者以外の理事 (※) 2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



<https://www.cb-seiwa.co.jp>

店舗一覧*

▶ **本店**

〒 125-0054 東京都葛飾区高砂 3-12-2 TEL. 03 (3658) 1111

▶ **新小岩支店**

〒 124-0025 東京都葛飾区西新小岩 5-31-8 TEL. 03 (3691) 9431

▶ **京成小岩支店**

〒 133-0051 東京都江戸川区北小岩 6-12-6 TEL. 03 (3650) 5111

▶ **五反野支店**

〒 120-0014 東京都足立区西綾瀬 2-23-23 TEL. 03 (3840) 4111

▶ **細田支店**

〒 124-0021 東京都葛飾区細田 4-23-19 TEL. 03 (3672) 6161

▶ **柴又支店**

〒 125-0052 東京都葛飾区柴又 1-14-6 TEL. 03 (3627) 7111

▶ **奥戸支店**

〒 124-0022 東京都葛飾区奥戸 2-37-10 TEL. 03 (3691) 1151

▶ **新柴又駅前支店**

〒 125-0052 東京都葛飾区柴又 5-1-6 TEL. 03 (5693) 8111

▶ **あおぞら支店 (仮想店舗)**

▶ **本部**

〒 125-0054 東京都葛飾区高砂 2-40-4 TEL. 03 (3658) 1115